

継続性の原則の法的意義

尾崎安央

はじめに

一、継続性の原則の会計的意義

(一) 経理自由の制度との関係

(二) 継続性の原則の目的・根拠

(1) 期間比較可能性の確保

(2) 利益操作の排除

(i) 継続性の変更による利益操作の是非

(ii) 継続性の変更の実態

はじめに

(3) 真実性の確保

二、正当性の判断基準

三、商法における継続性の原則の意義

(一) 学説の概観と検討

(二) 継続性違反の不当性

(三) 商法二八一条ノ三第二項五号の意義

四、継続性の原則と明文化の必要性
おわりに

継続性の原則とは、企業がいったん採用した会計処理の方法は毎期継続して適用することを要し、「みだりにこれ

継続性の原則の法的意義

を変更してはならない」とする会計原則のことをいう（企業会計原則第一・五⁽¹⁾）。会計処理の方法の継続が望ましいとする点では、今日ほとんど異論をみない。しかし、これが商法上、一つの法原則として導入されるとみるべきか、またその違反がどのような法効果と結びつくかについては、従来から争いがあり、今なお続いている。このような状況のもとで、昭和五六年の改正商法は監査役（会計監査人）の監査報告書に「貸借対照表又ハ損益計算書ノ作成ニ関スル会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ及其ノ理由」を記載しなければならぬとする規定を新設した（商二八一条ノ三第二項五号、商特一三二条二項）。この改正が商法における継続性の原則をめぐる問題にどのような影響を及ぼし、従来からの論争にどのような解決をもたらしうるのかも検討されなければなるまい。他方、比較法的にみると、殊にEC域内での各国会社法の調整の一環として、第四号指令によりいくつかの国の会社法に継続性の原則をうたう明文規定がおかれることとなった。このような国際的動向が、わが国の理論的状况に与える影響も決して少なくないであろう。本稿は、こうした最近の動向をも踏まえて、継続性の原則の商法的意義を再検討してみようとするものである。

- (1) 継続性の語は会計学上多様に用いられてきた。岩田教授は、継続性の概念については、そもそもドイツ語の *Kontinuität* と英語の *consistency* の区別すらなされていまいとされておき、①勘定科目の配列など表示の面での継続性、②帳簿記入の継続性、③会計処理方法の期間相互間の継続性、④会計手続の首尾一貫性を概念上区別すべきであるといわれる（岩田・会計原則と監査基準（昭三〇、中央経済社——以下では、岩田・前提書として引用）三八九頁以下、同・利潤計算原理（一五版、昭五五、同文館）二二二頁以下）。このうち、従来からもつぱら継続性の問題として議論されてきたのは③の内部的継続性であり、本稿においても同様である。

一 継続性の原則の会計的意義

(一) 経理自由の制度との関係

継続性の原則は、「一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている場合に」問題となる（企業会計原則注解注3）。企業会計原則注解注1―2には、「会計方針」として、①有価証券の評価基準と評価方法、②棚卸資産の評価基準と評価方法、③固定資産の減価償却の方法などが列挙されているが、この会計方針の概念に会計処理の原則又は手続が含まれるとすれば、これらをもって継続性が問題となる場合の重要な例示と考えてよいであろう。⁽⁴⁾

ところで、いわゆる経理自由制度が会計的にどのような意義をもっているかについての理解は、継続性の原則を考えるうえできわめて重要なことであるといわなければならない。けだし、もし、一つの会計事実の一つの会計処理の方法が特定されるのであれば、方法選択の自由を認める必要など全く存しないからである。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

理論的にみて、一つの会計事実に唯一絶対の会計処理の方法を特定できるかについては、これを疑問視する者が少なくない。もとより、かかる最適選択基準の解明は必要であり、そのための努力は続けられなければならないが、⁽⁷⁾従来の一般的理解では、このような試みは困難または不可能と考えられてきた。⁽⁸⁾将来この問題がどのように展開するかは興味深いが、現時点ではかかる解明は未完成であるといえよう。したがって、この理論的不備を前提とする限り、

經理自由の制度は一種の妥協としてやむをえないと考えられる。ただし、經理自由は一對一の適用条件が理論的に解明されれば不要となるべきものであり、過渡的な政策にすぎないわけである。⁽⁹⁾

一方、政策としてみたとき、そもそも一對一の適用基準を明定し強制すべきか否かといったところに基本的な対立がある。会計政策上、会計基準の画一性と多様性の問題として争われてきた古くて新しいテーマである。⁽¹⁰⁾ 現在でもこの論争は活発に行われているが、従来の多数説の結論では、同種同規模の企業間においてさえ、各企業ごとに固有の事情が存在しえ、これらを一切捨象して統一的会計基準を強制することには問題が多いとして、經理自由の制度の方がより合理的であるとされてきた。⁽¹¹⁾ 現行の企業会計原則がこの經理自由の制度を採用していることは明白である。このように考えれば、經理自由の制度は、単なる妥協にとどまらず、合理的な政策選択であるとして、積極的に評価することも可能である。

經理自由制度のもとでは、企業が会計理論上公正・妥当とされる会計処理の方法を採用する限りでは、最初の選択は全くの自由である。もとより、各企業は個々の事情を勘案して最も合理的と考えられる選択を行うべきであるが、⁽¹²⁾ いずれをもって最適なものと理論的に特定しうるかは疑問であり、よしんばそれが可能であるとしても、方法選択は一種の経営判断と考えられ、原則として自由というべきであろう。これに対して、継続性の問題は、いったん採用された後の經理自由に関係し、かつその自由の制約として機能すべきものである。しかし、この制約があるがゆえに自由が恣意や放縦と区別される点に注意しなければならない。⁽¹³⁾ すなわち、継続性の要請は、經理自由の制度の正当性が広く承認されるための重要な前提条件である。

ただ、問題は、かかる要請が絶対的でない点にある。継続性が一応のものとなされ、その変更が許容されるのはなぜか。思うに、現行の会計処理の原則や手続それ自体やその具体的適用に、何らかの仮定や行為者の予測・判断を必要とするためである⁽¹⁴⁾と考えられる。例えば、取得原価主義についても、それは帳簿価額決定のうえの一つの仮定であるし、また定率法にするか定額法にするかの決定は一つの経営判断である。さらには、継続企業という前提と期間損益計算という人為的作業との間に一つの根本的な制約がある⁽¹⁵⁾。このように考えると、継続性は本来的に相対的なものとならざるをえない。ただし、仮定や予測はその後の事実の推移から修正を余儀なくされることがありえ、その場合には現実に対応するために継続性を変更しなければならないからである。とはいえ、それが例外的なものであることも明らかである。もしこのような変更を放任すれば、経理の恣意化を防止するという継続性の原則の機能は損われ、ひいては経理自由制度の正当性にも大きな疑問が生じることになりかねない。結局、変更の許容範囲の問題は、この原則の意義を決定づける重要なポイントであることに疑いがないが、それはまた、より根源的に、経理自由制度との関連において理解されなければならないものであると考えられる。

(2) 藤田幸男「会計方針」会計ジャーナル一四巻一三三号(昭五七)一三六頁以下、国際会計基準(IAS)一号、APB意見書二二号など参照。

(3) 稲葉威雄・改正会社法(昭五七、金融財政事情研究会)二八八頁は、会計方針の語には「少なくとも会計処理の原則および手続が含まれる」とされる。

(4) 概念上、会計方針の方が広いと考えられる。例えば、IAS一号「会計方針の開示」においては、「選択された処理方法の開示が必要とされる領域」として、①財務諸表連結方針、②外貨の換算方法、③全般的な評価方針、④後発事象の処理、

⑤租税、⑥リース、割賦購入などの処理、⑦長期工事契約の処理、⑧フランチャイズなどが列挙されている（一三項。なおIAS四号一七項やIAS二号三四項なども参照。また、改正された計算書類規則三条一項、財務諸表規則八条の二、同取扱要領九の四ないし九の一二参照）。概念上、継続性の原則の適用対象を確定しなければならないが、例えば、繰延資産（繰延勘定）の設定と廃止（この点で、河本一郎「会計方針の注記」企業会計三四巻六号（昭五七）一二頁以下、鴻常夫他・改正会社法セミナー株式会社）の計算・公開、新株引受権付社債（昭六〇、有斐閣）三九頁以下参照）や引当金の設定と廃止、減価償却資産の耐用年数の変更などが対象となるのかといった問題がある。また、会計処理の原則・手続の適用方法はどうかといった「奥行き」の問題もある（日下部与市「継続性の原則に関する会計の視点と商法の視点」商事法務研究四九三号（昭四四）三四頁）。この問題に関しては、飯野利夫「継続性の原則をめぐる諸問題——継続性の原則の純化のために——」会計ジャーナル四巻五号（昭四七）一六頁以下や日下部与市「会計処理原則違反と継続性違反との混乱」会計ジャーナル四巻五号（昭四七）三二頁以下参照。

なお、会計理論上、継続性の原則が問題となるのは公正・妥当な会計処理方法相互間の変更のケース（「正」↓「正」）に限られ、「正」↓「不正」と「不正」↓「不正」はそもそも会計処理原則に違反しており、その点からも許されず、また、「不正」↓「正」は変更しなければ会計処理原則違反となるケースであり、むしろ当然の変更である（飯野利夫「限定意見の意義と役割へ会計処理の原則および手続の変更を中心に」企業会計二六巻一〇号（昭四九）二二六頁）。

(5) 新井清光「継続性の変更と正当な理由」企業会計二六巻一〇号（昭四九）三二頁。

(6) 会計理論上ベストの会計処理の方法が示されるならば、これに従うべきこととは言うまでもないと思われる（山樹忠恕|| 堀村剛雄・体系財務諸表論「理論篇」(二訂版、昭五七、税務経理協会) 一三四―一五頁、森田哲彌「商法上の計算と継続性の原則」ビジネス・レビュー一九巻三号（昭四六）三頁、田中弘「経理自由の原則は必要か」愛知学院大学論叢商学研究二八巻二号（昭五八）三七頁など参照）。なお、味村治「継続性の原則の現実」鈴木竹雄先生古稀記念・現代商法学の課題中（昭五〇、有斐閣）一〇〇―一六頁、新井・前掲論文（注(5)）三二頁、新井清光他「シンポジウム制度会計重要問題の総合検討①継続性の原則」企業会計二九巻一号（昭五二）六四―一五頁の武田昌輔教授発言など参照。

- (7) 飯野利夫「継続性の原則は必要か——会計処理の原則等の選択基準に関連して——」産業経理三四卷一号(昭四九)二頁以下参照。
- (8) 岩田・前掲書(注(1))四二頁以下、若杉明・企業会計の論理(昭五六、国元書房)七五頁以下、中村忠「経理自由の原則とは何か」企業会計三四卷一〇号(昭五七)四頁以下など。
- (9) 新井・前掲論文(注(5))三五頁。
- (10) 中村宣一郎・会計統一化政策(昭五一、ミネルヴァ書房)、飯野利夫「会計処理基準の統一について——比較可能性と融通性をめぐって——」会計一〇〇卷三号(昭四六)七一頁以下、平敷慶武「会計原則に対する環境の影響について——『画一性』対『弾力性』論争」会計一二七卷二号(昭六〇)三〇頁以下、角瀬保雄「会計方法の多様性と統一性」会計ジャーナル一五卷四号(昭五八)八頁以下など参照。
- (11) 岩田・前掲書(注(1))四三頁以下参照。
- (12) 森藤一男『会計方法の選択原理』検討の方法」産業経理三七卷二号(昭五二)六九頁以下、西土純一「継続性の原則——連続と変化」産業経済研究一七卷四号(昭五二)七頁以下など参照。
- (13) 企業会計原則注解注3、山榊II 島村・前掲書(注(6))一三三頁以下参照。もっとも、「継続性原則が会計処理の方法の多様性の悪い面の影響を矯正する効果があるかどうかについては結論はでていない」との批判もある(近山仁郎「継続性の原則をめぐる理論と政策」企業会計二二卷七号(昭四五)四五頁)。なお、香村光雄「代替的会計方法と『継続性の近似効果』」大分大学経済論集三三三卷二号(昭五六)八九頁以下参照。
- (14) 黒沢清「会計における虚偽と真実」企業会計二五卷一号(昭四八)二六頁は、「貸借対照表は、客観的事実の表示ではなくて、経営責任者の意見の表示にはかならない」とされる。
- (15) 江村稔「虚構としての企業会計における真実とその保証」企業会計二五卷一号(昭四八)四四頁。

(二) 継続性の原則の目的・根拠

継続性の原則が経理自由の制度を前提とし、その自由が放縱や恣意にならないようにする制約的機能を担っているとするれば、それはまさに、継続性の変更による利益操作を排除するためのものであると考えられる。また、継続性の変更が行われると、計算書類上の数値の期間比較が損われ、その変更が恣意的であるとすれば、計算書類の真实性も損われよう。継続性の原則はこれらの弊害を防止する要請でもある。⁽¹⁶⁾

ところで、利益操作の排除、期間比較可能性の確保、計算書類の真实性の確保という要請と継続適用との関係について、(1)継続適用の結果として、利益操作が困難となり、期間比較が可能となり、また真实性も確保されるというように、いわば因果論的關係として理解すべきなのか、あるいは(2)むしろまず最初に、利益操作の排除なり、期間比較可能性の確保なりの政策上の目標があり、その実現手段として継続性が要求されるというように、いわば目的論的關係として理解すべきなのかは、継続性の原則の問題を考えるうえで重要なことと思われる。⁽¹⁷⁾ 例えば期間比較可能性の問題についていえば、かりに(1)のように因果論的に考えれば、期間比較自体は継続適用の効果として確保されると解されることになり、それ自体にさほど重要性はなく、問題はむしろ、何故に継続性が要請されるかに集中するのに対し(もしこの理由が期間比較可能性の確保のためというのであれば、それは(2)の目的論的理解にはかならない)、(2)のように目的論的に考えるならば、第一の問題はその政策目標である期間比較可能性の確保の必要性の検討であり、継続性の問題は第一の問いを肯定したのちに、その政策実現手段としてそれがふさわしいものであるのかどうか、つま

り手段としての適格性の問題として論じられることになると考えられるからである。もし、目的論的に理解するとすれば、継続性の要請は期間比較可能性を確保するために考えられるいくつかの手段のうちの一つにすぎないこととなり、例えば注記の充実による方法などと同列に位置し、期間比較可能性の確保という政策の実現にとっていづれが適切か、あるいはどの程度の手当てで十分か（注記で足りるか、注記の内容として変更の事実だけでよいか、理由もいるか、影響額は、……）、などといった政策的見地から、その優劣ないし採否が決められることになる点に注意しなければならぬ。利益操作の問題についても同様であり、(1)のような理解では、自明の理の表明とされるのに対して、(2)のような理解では、先ず継続性の変更による利益操作が何故排除されなければならないのが問題となる。ただし、真実性については若干性格を異にする。なぜなら、後述するように、真実性にとって継続性はその一要素であるからである。つまり、継続適用自体が真実性を支える関係にあり、真実性は継続性にとって目的であると同時に、結果でもある。しかし、この場合にも問題がある。すなわち、継続性を前提にした真実性の仮説がどの程度まで維持されるのかといった問題である。以下ではそれぞれの根拠（目的）の意味・内容を今少し詳しく検討して、継続性の原則の理解をより一層深めてみたいと思う。問題の性質上、目的論的に理解した場合を先ず取上げ、継続性の原則本体の検討を最初に必要とする因果論的理解については後に触れることにしたい。

(16) 飯野利夫・財務会計論（改訂版、昭五七、同文館）二二―二七頁参照。

(17) 上村達男「継続性の原則——会計・商法・証取法」蓮井良憲先生還暦記念・改正会社法の研究（昭五九、法律文化社）五四七―八頁参照。

(1) 期間比較可能性の確保

継続性の原則の期間比較確保機能を強調する論者は少なくない。⁽¹⁸⁾ 現行企業会計原則注解注3も「企業が選択した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。従って、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない」としている。しかし、期間比較については、因果論的に理解すべきであり、目的論的理解は継続性の原則の意義を弱めるおそれがあり、採るべきではないと考える。以下、便宜上、継続適用されている場合と継続性⁽¹⁹⁾が変更された場合とを区別して考察する。

前者においては、継続適用によって、期間比較は確保されていると考えられる。問題はこれで十分かというところにある。ただし、つとに指摘されるように、定率法の継続適用の問題があるからである。⁽¹⁹⁾ この点については、期間比較の語の多義性に鑑みて、このような場合も十分に確保されているとの反論がないではないが、単なる数値の比較という点では確かに比較可能性を損うものといわなければならない。⁽²¹⁾

期間比較とは、要するに、財務諸表の利用者がある企業の財務諸表の数値を正確に理解し、過年度のそれと比較して正確な判断を行えるようにすることであると考えられる。⁽²²⁾ その点で、継続性はその目的を容易に実現しうるものである。しかし、それが注記の充実などの方法よりも理論的にすぐれた手段といえるかどうかは疑問である。極端な例であるが、全く説明の付されていない単なる継続適用のなされた財務諸表と、継続性には反していても、誤解を生ぜ

しめないように注記などで詳しく説明されたものとを対比すれば自明である。

次に変更時の期間比較の確保の手段としてみると、継続性が全く無力であることはいうまでもない。期間比較を損うのは変更という事実であり、変更されてしまえば継続性による期間比較可能性は完全に破られる。そこで、変更をさせないことがこの場合のポイントとなるが、期間比較を損うことが変更を不当とする理由にならないこともまた言をまたない。ただし、理論上正当とされる変更も継続性による期間比較を損うものである以上、すべての変更が不当となってしまうからである。⁽²³⁾ 結局、変更時には、注記等の手段によらざるをえない。

この点で、アメリカの例は興味深い。周知のように、アメリカでは複数の会計原則が存在するので、本来、それらは個々に検討されるべきものであろう。⁽²⁴⁾ しかし、継続性の原則に関しては、一九七一年（昭四六）にアメリカ公認会計士協会によって公表されたAPB意見書二〇号「会計方針の変更 Accounting Changes」が重要とされる。⁽²⁵⁾ この意見書の内容は、翌一九七二年に設けられた監査手続書五三号により監査手続にまで敷衍され、⁽²⁶⁾ アメリカの会計実務で重要な地位を占めていると考えられる。⁽²⁷⁾

ところで、同意見書は、継続性の変更（より広い「会計上の変更」の概念がここでは用いられている）を主として報告面の問題として扱っており、変更の事実や内容（影響）を利用者に適切に知らしめ注意を喚起させることに比重をおいている点に特徴がある。このことは、多くの条項で、変更の報告方法がくり返し論じられている点からも明らかである。その理由は、「会計上の変更が期間比較を損う点を鑑みれば、財務諸表の分析と理解とに資するための会計上の変更の報告は重要である」（一項）とされているように、期間比較確保のためである。

そのような理解からすれば、変更時の報告方法が最も重要な問題となることは当然であり、この意見書でも、リステイト（適及的な改訂）の問題が特に取上げられている（一四項他）。このことは、単に報告の問題にとどまらず、数値の理論的整合性との関係できわめて重要な事項であるが、この意見書では多数意見とはならなかった（一八項参照。なお、Cattell 委員らの少数意見参照⁽³⁰⁾）。しかし、そこでの議論から明らかなように、「比較のために提供される会計資料の分析と理解とを容易ならしめ、そのことをもって、利用者にとつての財務諸表の有用性を高める」（一五項）との思想が各委員に共通していたことは疑いなく、各意見はそのための手段の模索であったと考えられる。

ところで、この意見書は、従来適用してきた会計原則は原則として変更されてはならない旨を言明している（一五項）。それは、右に述べた「有用性を高める」ための要請として位置づけられているが、この点は従来の基準に比べて、かなり厳格に継続性を要求するものであるとして、積極的な意義を認める論者が少なくない⁽³²⁾。そしてまた、従来の会計原則に比べてより望ましい（preferable）会計原則があるときは、変更を行つてよい（may be overcome）ともしており（一六項）、その場合には変更の理由を開示しなければならないとしている点は（一七項）、わが国の場合と同様である（計規四六条二項）。しかし、問題はこの preferable の判断基準である⁽³³⁾。もし、その許容範囲が広いとすれば、この preferable に安易な変更を抑制する機能を期待しても、あまり意味がない。この点でも、わが国の変更の正当性の議論と類似する。しかし、期間比較という点からは、結局、変更後の報告方法に重点が移らざるをえないのであろう⁽³⁴⁾。現に、この意見書もその大半の部分をこの点に充てていることは注意されてよいと思われる。

ここでの議論は、期間比較確保の手段の優劣である。そして、理論上複数の手段がある以上それは政策の問題であ

る。財務諸表作成者の便宜と利用者の利益保護との利益調整の問題でもある。したがって、これを法律論として扱って、この問題は本来証券法固有の論理に従って決せられるべきものであるとの有力な指摘には、傾聴すべきものがあるように思われる。たしかに、それが証券法に固有なのか、商法の論理といえるのかには問題があるにしても、制度会計をめぐる議論に法律論が混在し、その区別が曖昧なためにかえて無用の混乱が生じているのではないかなどの指摘は示唆に富むものである。⁽³⁶⁾このように、この問題を法律論として扱えうるとするなら、法はその独自性を発揮して、例えば投資家にとっては財務諸表の内容を正確に理解することこそ重要であって、かりに変更を広く認めても注記等が充実して誤解を生ぜしめないようにされていけば作成者の義務は尽されているとか、変更を全く自由に認めても事後処理方法さえ整備されていけばよいのであれば、その手当てが十分に施されることを条件に、変更理由の是非の判断をすべて株主らの自治に委ねることもでき、法はその手当てには干渉するとしても、変更それ自体には関与すべきでないとかの解釈や政策選択も、その限りでは十分に可能なはずである。したがって、期間比較可能性の確保という多分に政策的な問題設定においては、手段としての継続性の要請は、それが単に必要であるというだけでは何ら説得力をもちえないことになる。⁽³⁸⁾

その意味で、期間比較の問題を強調することは、かえって継続性の原則の意義を弱めるおそれがあるといえよう。⁽³⁹⁾また、期間比較を確保するために継続性が必要であるといっても、期間比較の確保を理由に変更を押ししえず、かつ変更後は期間比較は注記等によって確保されざるをえないのであれば、結局、それは期間比較可能性確保以外の理由によりたまたま当期も継続適用されたときだけに意味をもつものである。それはこの論拠の目的論的理解の破綻を示

し、結局は因果論的理解にほかならないのである。⁽⁴⁰⁾

- (18) 寫村剛雄・会計原則コメントール(昭五四、中央経済社) 五八—六〇頁参照。枚挙にいとまのないほどに多いといわれる(森田・前掲論文(注(6))五頁注7)。
 - (19) 味村治・経理処理(経営法学全集10、昭四三、ダイヤモンド社) 一三九頁、飯野・前掲書(注(16)) 二—三〇頁など。
 - (20) 寫村剛雄・財務会計原理(昭五九、中央経済社) 二六頁。
 - (21) このほか、低価基準の継続適用の問題もある(西山忠範・注积会社法(6)(増補版、昭五五、有斐閣) 九七一—八頁参照)。
- この問題は別の機会に論じる予定である。なお、飯野利夫・資金の損益貸借対照表への軌跡(昭五四、国元書房) 八五頁以下・三〇六頁以下参照。
- (22) この意味で、会計方針の開示はきわめて重要である(計規三条一項参照)。
 - (23) 大住達雄「継続性の変更、利益性引当金の計上は違法か」商事法務七〇三号(昭五〇) 五頁。
 - (24) 山本繁ほか訳・SHM会計原則(昭五四、同文館) 七五頁、一〇八頁など、中島省吾訳編・増訂AAA会計原則(昭三九、中央経済社)、一九六一年のARRS一号「基本的会計公準論」(佐藤孝一||新井清光共訳・会計公準と会計原則[昭三七、中央経済社]など参照。
 - (25) The Journal of Accountancy, Oct. 1971, at 63—72.
 - (26) The Journal of Accountancy, Feb. 1972, at 67—72. なお、JICPA NEWS二一〇号(昭五〇) 三〇頁以下、日下部与市「会計上の変更と監査報告——AICPA『監査手続書第五三号』について」産業経理三三巻六号(昭四八) 二二頁以下、小泉明「継続性と会計上の変更」中京商学論叢二三巻二号(昭五一) 四五頁以下参照。
 - (27) その後の改訂でも、二〇号の内容は基本的に変わってこなく、(FASB, Statement of Financial Accounting Standard No. 32 (1979) and No. 56 (1982))。
 - (28) 会計上の変更には、このほか、会計上の見積りの変更(例・耐用年数の変更。一〇項(なお、計規一八条参照))と報告主體の変更(例・連結会社の変更。一二項)がある(六項)。これらは、継続性の変更と概念上明確に区別されている。誤謬

の訂正は、概念上は会計上の変更とはされていないが、同様の問題を含むと考えられて、この意見書でも取扱われている(六項、一三項)。訂正後の処理方法が問題なのである(三六項、三七項)。なお、中島省吾「会計上の変更・修正と財務諸表」産業経理三五卷九号(昭五〇)一頁以下参照。

(29) リステイトの長所は、①誤解を生ぜしめたり、誤まった分析や比較を行わしめることがないこと(一四項a)、②理論的に説明のつく数値となること(同d)などがあげられるが、問題点としては、①かえって財務諸表利用者を混乱させ、ひいては財務諸表への公衆の信頼を損うおそれがあること(同b)、②例えば、工事完成基準から進行基準に変更した場合に、過年度の進行状態を現時点で把握しうるか疑問であること(同c)、③GAPに従っている限り、過年度の財務諸表は、誤謬を除いて、最終的であると考えるべきであること、などがあげられる。結果的に、この意見書は、原則として累積的影響額(cumulative effect)の表示、見積り計算(proforma amounts)という方式をとっている(一八項、一九項。なお、二七項—三〇項)。

(30) The Journal of Accountancy, *supra* note 25, at 72.

(31) 適用方法を含むものとされる(七項)。

(32) 中居文治「継続性の原則について——わが国の企業会計制度の一考察——」オイコノミカ一三卷二号(昭五一)九八頁など。なお、監査手続書三二号(The Journal of Accountancy, Dec. 1961, at 59—63) 森実「アメリカにおける『継続性』——その論理と実践」企業会計一四卷八号(昭三七)五七頁以下参照。

(33) 公表された原案では、有用性が用いられていた(藤田友治「アメリカにおける継続性の変更と限定意見」APB Opinion No. 20 を中心に)「企業会計二六卷一〇号(昭四九)四四頁)。しかし、この有用性の意味するところも必ずしも明確でない。

(34) 新井教授によれば、アメリカでは、変更の理由をはっきりさせておけということであって、理由の正当性を問題にせよということでは全然ないことである(新井他(前掲注(6))六一頁の新井教授発言参照)。なお、アメリカでの監査上の取扱基準については、例えば、日本公認会計士協会国際委員会訳・アメリカ公認会計士協会監査基準(昭五六、同文館)一

八八頁以下、二六六頁以下参照。

(35) 上村・前掲論文(注(17)) 五四一―二頁。

(36) 上村・前掲論文(注(17)) 五三三頁、五四一―七頁など参照。

(37) 制度会計の概念について、森川八洲男「制度会計論の基礎(一)」会計一二五巻六号(昭五九) 一一七頁以下、飯野・前掲書(注(16)) 一一―一一―一二頁など参照。なお、若杉明・現代制度会計論(昭五九、税務経理協会) 一頁以下、武田隆二・制度会計論(昭五七、中央経済社) 参照。これらは、制度会計が一つの法理念に方向づけられた規範体系であると指摘している。

(38) なお、内川菊義「継続性の原則と商法計算規定(1)」同志社商学三五巻四号(昭五八) 二二頁、百合野正博「継続性の原則の本質に関する一考察」同志社商学三巻四号(昭五九) 一〇九頁以下参照。

(39) 百合野・前掲論文(注(39)) 一〇九頁以下。近山・前掲論文(注(13)) 四八頁は、「継続性原則の後退の第一歩は、継続性の原則が会計の真实性を支える柱から、比較可能性を保つ飾り窓に変わったことである」とされ、さらに香村光雄「会計における継続性の意義と限界」大分大学経済論集二八巻五号(昭五一) 八五―六頁も、期間比較を強調していくと、「重要なものは継続性を保つことではなく、変更があった場合にそれを利用者に十分に告知することであると考えられるようになる。その結果は、継続性原則がやがてディスクリージャー原則に吸収されていくであろうという指摘もなされている」として、Bedford and Iino, *Consistency Reexamined, Accounting Review*, July, 1969, at 458, を引用される。

(40) 期間比較に関しては、重要性の原則との関係も問題であるが(A P B意見書二〇号三八項、計規三条二項但書参照)、ここでは問題点の指摘にとどめておく。なお、若杉明「継続性の原則と重要性」企業会計二六巻一二号(昭四九) 七二頁以下参照。

(2) 利益操作の排除⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾

(i) 継続性の変更による利益操作の是非

継続性の変更は、その九九%が利益操作であるとの指摘がある。⁽⁴³⁾もし、この指摘が正しいとすれば、⁽⁴⁴⁾継続性の原則のもと利益操作排除機能はほとんど作用していないことになる。しかし、継続性の変更が利益に影響を及ぼすことは当然のことであることからすれば、(イ)継続性の変更に伴う利益の変化、(ロ)利益操作を意図した継続性の変更、さらには(ハ)粉飾に至る利益操作を概念上区別することが必要であろう。第二、第三のものが問題であることは言うまでもないが、第一のものには正当な変更も含まれるので、直ちに問題視するわけにはいかない。したがって、九九%が利益操作といわれるとき、それが第二、第三のものであるのか、あるいは利益の変動が付随効果にすぎない第一のものなのかの判別が重要である。しかし、実際問題としては、第一と第二、また第三を区別することは必ずしも容易ではなく、ある継続性の変更をもって具体的にどの種類の利益額の変動であるかを断定することは難しいように思われる。

ここで主として問題となるのは第二の類型である。それには、①従来の会計処理の方法を継続適用すれば生じることのなかった利益を継続性の変更によって圧縮する操作と、②従来の会計処理の方法を継続適用すれば生じたはずの利益を継続性の変更によって圧縮する操作とが考えられる。このほかに、③作為的利益操作と④不作為の利益操作とを区別する論者もいる。すなわち、会社は業績の好転や悪化を会計数値に的確に反映させなければならぬとの理解を前提にして、従来の会計処理の方法を継続適用すればかえって会社の業績傾向に誤解を生ぜしめるという場合には、むしろ変更を行うべきであって、これを行わないことを不作為による利益操作とよぶ。⁽⁴⁵⁾このような理解は基本的には正当であろう。しかし、問題は、適正利益を基準に期間利益を過大または過小と評価するものであることから、理論上の前提として、⁽⁴⁶⁾その適正利益をどのようにして算定するかを解明しなければならぬ点にある。これが現時点

で、あるいは近い将来に明確にされうるかは多分に疑問である。また、このような理解では、変更してはならない場合とすべき場合とのいづれかが必ず生じることにならうが、変更すべき場合の基準が会計理論上明確にされないまま、政策と理論の区別が混同されることにでもなれば、経営者の主観による変更を変更すべき場合としてしまうおそれがあり、恣意的経理の防止という目標は事実上骨抜きになってしまふであらう。したがって、不作為による利益操作の概念は理論的には理解しうるものの、現実の問題としては慎重に対処しなければならないものであると考えられる。

第二の類型の利益操作の問題性は何か。例えば、一つの会計事実AとBの二つの「正」なる会計処理の方法があり、一切の条件が全く同じ甲と乙とがそれぞれAとBとの採用していると仮定してみよう。このとき、甲と乙の最初の選択は、経理自由を前提とする限り何ら問題はない。それでは、もしここで甲が任意にBに変更したとすればどうなるのか。継続性の原則によれば、正当な変更理由がない限り甲の行為は不相当とされる。しかし、初めからBを採用していた乙は何ら問題がないとされるのに対して、変更によってBを採用するに至った甲の行為を不当とするといふのは、甲と乙の同質性の仮定からはおかしなことである。甲に利益操作の意図があった点が問題なのであるか。しかし、甲にそのような意図がない場合もありうる⁽⁴⁷⁾とすれば、甲の行為を定型的に不当とするのは行き過ぎであろう。また、このような動機論には疑問が呈されており、結局、甲の行為の不当性を会計理論的に説明することは、非常に難しいことのように思われる。ただし、継続性の変更においては、変更前の会計処理の方法も、変更後のそれも、共に理論上は「正」とされており、それゆえ最初の選択と比べて、何故変更の場合だけが問題になるのかを明確に説明できるか疑問に思われるからである。

継続性の変更による利益操作の是非の問題もまた、政策の問題と考えることができる。そして、利益をめぐる利害関係人の利益調整という点で、法律論の領域である⁽⁴⁸⁾。したがって、変更前も後もともに「正」という点に着眼して、「正」とされるものの中での操作は、たとえ、それが利益操作であるとしても法的に許容されるといった解釈も、法律論としてみる限り十分に成立しえ、それを利益操作だから許されないと批判してみたところで、あまり説得力をもつものではないと考えられる。

政策として継続性の変更による利益操作を許容した例がある。周知のように、昭和三年の監査報告準則では、いわゆる利益平準化のための継続性の変更が許容されていた(第三(三)3但書)。この但書は、その後昭和四年の改訂で削除されたが、この削除に関しては大蔵省、日本公認会計士協会、経済団体連合会の三者による了解事項があり(昭和四年四月二六日)、「この但書の削除により、従来の証券取引法に基づく監査証明における取扱いは、なんら影響を受けないものとする」とされて⁽⁴⁹⁾いた。これは、証取法監査における、しかも報告準則の一条項の但書の取扱いに関する問題にすぎないが、利益平準化という名の利益操作が監査上正当とされていたことは、実務上広く利益操作が是認されていたことを推測させる。

もっとも、その後、日本公認会計士協会は村田副会長名で「当面の証券取引法監査実施に関する留意事項」(昭和四九年三月三〇日)を公表して、利益操作を目的とした継続性の変更は正当と認めない旨を明らかにした。したがって、この時点で利益平準化という名の利益操作も認められなくなったと考えられるが、副会長通牒はこの点を明言してはいない。

実務家の中には、「おおよそ生物は本能として自己保存、自己防衛の本能を持っている。企業もまた企業維持のために本能的に企業を衛ることを企業経営の理念として持っている。……企業が堅実に成り立っていくためにはある程度の利益の平準化を必要とする。時には逆粉飾の必要もあろうかと思う」として、「利益の平準化という範囲内の粉飾であれば弾力性ある理解が望ましいと思う」とする者があつた。⁽⁵⁰⁾また、「経済界においては、決算上の利益を調整するための手段として会計処理の方法を変更することがしばしば行なわれ、むしろ会計慣行ともなっている」とする者さえあつた。⁽⁵¹⁾当時は半年決算が一般的で、上半期と下半期の利益の平準化の必要性が高かつたのかもしれないが、企業維持という目的の崇高さとその手段の是非とは別問題である。しかも、その手段の選択は継続性の原則という制約に服するものとされているのである。基本的に、恣意的経理は許されない以上、利益平準化のための継続性の変更も許されないと解すべきであろう。しかし、経理方法の選択は、一面で経営判断という性格をもつ点に注意しなければならぬ。会計政策ないし法がその選択の是非にどの程度まで関与できるのかといった問題が、実はそこでは検討されなければならないのである。

会計原則も経営者の経営判断を許容している。例えば、保守主義である。その理論的根拠はどうあれ、その適用によって企業の財政基盤が強化される点でそれは多分に政策的要素をもつものである。それゆえ、保守主義的経営判断が会計原則上「正」とされる場合もあるのであり、例えばインフレ亢進時に、FIFOからLIFOに変更したことを保守主義によって正当化することが可能となる。このような例が利益操作に該当するか否かは、實際上、微妙な問題である。すなわち、経営者がFIFOでは当期利益が過大となるのでLIFOに変更することで適正な期間利益を

計上しようと考えたとすれば、それはまさに利益操作である。しかし、例えば販売実数が当期と前期とで全く同じであったと仮定すると、当期利益の著しい増加は決して業績の好転によるものではない。それは単にインフレのためにすぎないのであるから、もしFIFOを適用しつづければ会社の業績傾向について誤解を生ぜしめるおそれがある。このように考えれば、この変更は適正な写像を得るための望ましいものといえるかもしれない。変更により、正しい写像が得られ、かつ企業の財政基盤が強化されるのであれば、開示面での手当てを条件に、このような変更を是認する方が政策的には妥当なように思われる。しかし、インフレ利益にせよ会社資産が増加したことも事実であり、その事実を正しく写し出すにはFIFOの継続適用の方が望ましいともいえる。また、会社独自の判断によって操作された少ない利益額に基づいて配当や納税などが行われることも、やはり問題であろう。

要するに、問題は、「健全な」利益額を計上せしめる操作を認めるのか、あるいは利益額算出は従来の方法を踏襲し、その増加分がインフレ分であることを開示し、またそれにふさわしい取扱いをする方法を採用するののかといった政策論に帰着する。しかし、右に述べた写像論は実は次に述べる真実性の問題であり、会社はより真実に近い方法をとるべきこととは言うまでもない。その点では理論が優先し、右の政策選択もこれに従うべきものである。⁽⁵⁴⁾

会計理論上、架空取引に基づく架空利益と継続性の変更による架空利益とが性格を異にすることは明らかである。ともに決算操作による計算上の利益であるが、前者はその後の継続適用によっても消滅せず、いわゆる全体利益との不一致を生ぜしめるのに対して、後者はその後の継続適用によって相殺されていき、結局は全体利益と一致することになると考えられるからである。⁽⁵⁵⁾ 後者において継続適用が許されるのは変更して新たに採用された方法が「正」であ

ることによ来する⁽⁵⁶⁾。このように、継続性の変更は明らかに架空取引に基づく架空利益のケースとは異なるのである。⁽⁵⁷⁾再三述べるように、このような特異性を前提とする限り、「正」↓「正」の操作を、それが操作であることだけで否定するのは、十分な説得力があるとは思われない。ましてや、それだけで、このような操作を適法とする論を打破することは、より一層困難であるように思われる。

(41) 味村氏は「当期において前期と同じように定率法をとれば損失が出るのに、定額法を採用して利益を出した場合、それによって害されるのは、その財務諸表の利用者であり、償却方法を変更していなければ、当期は前期より経営成績が悪化していることが判明するのに、変更したがためにその事実がおおいかくされることによつて、利用者に誤解を生ぜしめるといふ弊害が利益操作の弊害であつて、これは期間比較を害するという弊害とは一つのものであり、それ以上のものではない」とされる（味村治「継続性の原則に関する法律上の問題」産業経理三〇巻一〇号（昭四五）二二頁）。問題を期間比較に限定して議論することの問題性は既に述べた通りであるが、利益操作の排除の問題も要は開示であるとして期間比較の問題と同一視しうるかは疑問である。

(42) 利益操作の排除を継続性の原則の第一の理由とする論者や、継続性の原則の利益操作排除の機能を特に重要視する論者も少なくない（飯野・前掲書（注16）二二二七—二二三〇頁、西山・前掲書（注21）八四頁以下、田中誠二久保欣哉・全訂新株式会社会計法（昭五〇、中央経済社）二二九九頁ほか多数）。なお、寫村・前掲書（注18）五九一六〇頁参照。

(43) 渡辺実「商法監査の設定をめぐる背景の認識」会計ジャーナル七巻四号（昭五〇）四二頁。このほか、新井教授も「利益操作を目的としない会計方針の変更はほとんどありえないと思う」とされ（新井清光「計算書類等の監査」会計一一九巻六号（昭五六）三五頁）、また蓮井教授も「会計方針の変更は相当の理由の存しない限りは利益操作と考えられる可能性が強い」とされる（蓮井良憲「会計方針の変更と監査役監査意見」監査役一四七号（昭五六）八頁）など、この旨の指摘は少ない。

(44) 新井清光「継続性の原則を考える——その実態と理論」企業会計二九巻一号（昭五二）五三一—四頁。

- (45) 新井・前掲論文(注(44)) 五三―四頁。
- (46) 新井清光他「新企業会計法制と監査実務」税経通信三八巻一号(昭五八) 八三頁・八五頁の新井教授発言。
- (47) 新井他・前掲(注(46)) 八一―二頁。
- (48) 上村・前掲論文(注(17)) 五四〇頁は、この問題は商法がその固有の立場において十分に主張できるものであるとされる。
- (49) なお、「財務諸表の監査証明に関する取扱いについて」(昭三二) 第七(1)参照。
- (50) 西川卯之助「継続性の原則と利益の平準化」企業会計二六巻一〇号(昭四九) 七九頁。
- (51) 大住・前掲論文(注(23)) 四頁。
- (52) なお、日本公認会計士協会監査第一委員会報告三六号「中間財務諸表と年度財務諸表との会計処理の首尾一貫性について」(昭五五) 参照。
- (53) 矢沢淳・企業会計法講義(改訂版、昭四八、有斐閣) 六八頁参照。
- (54) なお、木村重義「保守主義と継続性との相剋」企業会計九巻一号(昭三二) 一四頁以下、込山芳行「継続性の原則と保守主義による商法会計」富士大学紀要一〇巻二号(昭五三) 四八頁、近藤龍司「商法といわゆる継続性の原則」法学研究五二巻二号(昭五四) 三〇頁以下参照。
- (55) 内川・前掲論文(注(38)) 二七―三二頁。
- (56) 新井・前掲論文(注(5)) 三三頁参照。
- (57) 矢沢惇「継続性の原則とサンウェーヴ事件刑事判決」商事法務六九五号(昭五〇) 一三頁以下、久保欣哉「蝸配当、不実文書行使と継続性の原則」金融商事判例四七三号(昭五〇) 六頁など参照。

(ii) 継続性の変更の実態⁽⁵⁸⁾

ここで、継続性の変更の結果として利益額がどの程度影響をうけているかを概観し、それらが多分に利益操作的なものであることを明らかにしておく。

〔表 1〕

	53	54	55	56	57	58
2号限定（社）	364	264	275	228	187	154
対全体比（％）	24.7	18.0	18.7	16.2	13.2	10.7

出典：証券昭和58年2月号30ページ，同昭和59年7月号21ページ。

〔表 2〕

	53	54	55	56	57	58
利益増・損失減（社）	148	78	127	80	84	59
対2号限定(正)全体比（％）	40.7	29.5	46.2	35.1	44.9	38.3
利益減・損失増（社）	186	164	129	127	91	77
対2号限定(正)全体比（％）	51.1	62.2	46.9	55.7	48.7	50.0
影響なし・軽微（社）	30	22	19	21	12	18
対2号限定(正)全体比（％）	8.2	8.3	6.9	9.2	6.4	11.7

出典：証券昭和58年2月号32ページ，同昭和59年7月号23ページ。

資料としては、「証券」誌上、一定期間ごとに発表されている東証上場会社の監査報告書実態調査を利用する。対象年度としては、昭和五三年度から昭和五八年度分の六年間を取扱うこととする。⁽⁵⁹⁾

いわゆる二号限定（監査報告準則三(一)2）の実数は決して少なくない（表1参照）。そして、そのよ
うな会社のかかりの数のものにおいて、利益額の大
幅な増加ないし減少があった旨の報告がなされてい
る。昭和五八年度を例にとれば、全体で一、四三六
社あるうち、二号限定の付された会社が一〇・七％
にあたる一五四社であった。この約一一％という割
合は過去数年間と比較して最低のものではあるが、
決して低率なわけではない。さらに、このような会
社のうち、利益増加の変更が五九社（三八・三％）、
逆に利益減少の変更が七七社（五〇・〇％）、ほと
んど影響なしが一八社（一一・七％）であり、八〇

[表 3]

(i) 利益増加型変更の場合

	56下	57上	57下	58上	58下
10%未満 (社)	8	20	7	13	3
10%以上20%未満 (社)	3	6	1	6	3
20%以上30%未満 (社)	2	6	1	8	1
30%以上50%未満 (社)	4	6	4	9	0
50%以上100%未満 (社)	1	7	6	5	1
100%以上 (社)	4	15	5	8	2

(ii) 利益圧縮型変更の場合

	56下	57上	57下	58上	58下
10%未満 (社)	14	41	9	32	14
10%以上20%未満 (社)	6	27	4	13	4
20%以上30%未満 (社)	2	4	0	13	4
30%以上50%未満 (社)	1	3	1	5	1
50%以上100%未満 (社)	0	0	0	1	1
100%以上 (社)	2	1	1	0	0

出典：証券昭和57年7月号31ページ，同昭和58年2月号35ページ，同昭和58年7月号24ページ，同昭和59年2月号33ページ，同昭和59年7月号23ページ（なお，同昭和56年1月号83ページに昭和55年度上半期の資料がある）。

%以上の会社で利益の増加または減少のあったことが知られる（表2参照）。その程度については、表3に示す。割合は、当期税引前利益（損失）Aと当期にもし変更をしなかったと仮定した場合の同数値Bとを用いて、 $\frac{A-B}{B}$ で計算したものである。

一般的傾向として、利益増加型の継続性の変更については、その影響の幅が多様であり、一〇%未満のものもあれば一〇〇%以上の利益増となった例も少なくない。これに対して、利益圧縮型の継続性の変更は、その下げ幅が比較的小さいものが圧倒的に多く、五〇%以上の利益減となるような継続性の変更は稀である。利益圧縮型の場合については、恐らく利益額の微調整（利益が多すぎるため）であろうかと思われ、利益増加型の場合はその多様な動機の反映であろうと考えられる。⁽⁶⁾

次に、変更を行った会社の前年の経営成績との対比から、継続性の変更の実態をみてみることにしたい。前期の税引前最終損益をA、当期のそれをB、そして、もし当期に継続性の変更を行わなかったと仮定したときの同数値をCとし、利益計上（黒字）の場合を(+)、損失計上（赤字）の場合を(-)で示したものが表4・表5である。実数は社数、カッコ内の数値はそのグループ全体に対する割合(%)である。

ここで注目されるのは、いわゆる赤字隠しと考えられる変更例(Ⅱ・Ⅴ)はさほど多くなく、変更を行ったほとんどの会社では、継続性の変更を行わなくとも黒字であったという点である（殊に、Ⅰ・Ⅶは異常な高率である）。これは、継続性の変更がいわゆる利益の平準化の手段として用いられているのではないかと疑わしめる。つとにいわれるように、わが国実務が通常行ってきた決算が、予め算出されるべき利益額を設定し、当該額を算出（捻出？）する

[表4]

(i) 利益増加型変更の場合 (B > C)

	A	B	C	55下	56上	56下	57上	57下	58上	58下
I	(+)	(+)	(+)	22 (75.9)	49 (84.5)	18 (81.8)	41 (68.4)	18 (75.0)	35 (71.5)	6 (60.0)
II	(+)	(+)	(-)	2 (6.9)	3 (5.2)		7 (11.7)		3 (6.1)	1 (10.0)
III	(+)	(-)	(-)	2 (6.9)	5 (8.6)	4 (18.2)	6 (10.0)	1 (4.2)	7 (14.3)	1 (10.0)
IV	(-)	(+)	(+)				2 (3.3)	1 (4.2)	2 (4.1)	1 (10.0)
V	(-)	(+)	(-)	2 (6.9)			2 (3.3)		1 (2.0)	
VI	(-)	(-)	(-)	1 (3.4)	1 (1.7)		2 (3.3)	4 (16.6)	1 (2.0)	1 (10.0)

(ii) 利益圧縮型変更の場合 (B < C)

VII	(+)	(+)	(+)	31 (93.9)	90 (88.2)	22 (88.0)	74 (97.4)	14 (93.3)	52 (92.8)	16 (76.2)
VIII	(+)	(-)	(+)			1 (4.0)		1 (6.7)		
IX	(+)	(-)	(-)		2 (2.0)				2 (3.6)	2 (9.5)
X	(-)	(+)	(+)	2 (6.1)	9 (6.1)	1 (4.0)	1 (1.3)		1 (1.8)	2 (9.5)
XI	(-)	(-)	(+)							
XII	(-)	(-)	(-)		1 (1.0)	1 (4.0)	1 (1.3)		1 (1.8)	1 (4.8)

出典：証券昭和56年7月号49ページ，同昭和57年1月号81ページ，同昭和57年7月号28ページ，同昭和58年2月号33ページ，同昭和58年7月号23ページ，同昭和59年2月号36ページ。

[表5]

(i) 利益増加型変更の場合 (B > C)

		55上	56上	56下	57上	57下	58上	58下
1	A < B < C	19 (65.5)	35 (60.3)	12 (54.5)	33 (55.0)	13 (54.2)	31 (63.2)	6 (60.0)
2	B < A < C		8 (13.8)	4 (18.2)	10 (16.7)	3 (12.5)	9 (18.4)	1 (10.0)
3	B > C > A	10 (34.5)	15 (25.9)	6 (27.3)	17 (28.3)	8 (23.3)	9 (18.4)	3 (30.0)

(ii) 利益圧縮型変更の場合 (B < C)

4	A < B < C	28 (84.8)	73 (71.6)	21 (84.0)	49 (64.5)	12 (80.0)	31 (55.4)	15 (71.4)
5	B < A < C		15 (14.7)	2 (8.0)	5 (6.6)		5 (8.9)	
6	B < C < A	5 (15.2)	14 (13.7)	2 (8.0)	22 (28.9)	3 (20.0)	20 (35.7)	6 (28.6)

出典：証券昭和56年7月号49ページ，同昭和57年1月号82ページ，同昭和57年7月号30ページ，同昭和58年2月号35ページ，同昭和58年7月号23ページ，同昭和59年2月号36ページ，同昭和59年7月号25ページ。

ために継続性の変更を含む決算操作がなされるというようなものであるとすれば、右の数値はこれを裏付けるものとも考えられよう。

さらに、継続性の変更が特定の業種（しかも同じ方向への変更）にかたよる例がまま見うけられるが、これも利益操作がなされているのではないかと疑わしめる傍証となるかもしれない。しかし、この事実は、見方によっては、その業種をめぐる経済環境や社会情勢等に著しい変動が生じて（例えば構造不況）、これに対応するために継続性を変更したのであり、利益の変動はその付随効果にすぎないとも考えられるが、逆の見方をすれば、そのような状況から減収となったため、何とかして利益を捻出しなければならぬと考えて継続性を変更したともいえない。いずれ

の理解が正しいのか、以下具体的な例をあげながら検討してみたい。

その一例として、昭和四九年度三月期の電力各社の変更があげられる。これらはすべて内部留保を増やす利益圧縮型の変更であったが、その理由としては、「国際的な燃料事情の変動」を主因とする経済変動に対応するためと説明されている。しかし、この場合に、従来の方法を継続適用し、内部留保は利益処分ではかるといふ方法が理論的にみて劣っているといえるのかといった疑問が生じる。たしかに税金や手間などの点に違いがあるかもしれないが、税金については税法上特別の取扱いをすればよいとも考えられ、手間の問題もそれが変更を正当化する理由となるのかは十分に疑問である。そして、対外的要因に対応するためといっても、理論的には継続適用でも十分に対応できると考えられる以上、このような場合を会計理論的に変更を要する場合とみなすことには若干無理があるように思われる。したがって、この変更は、十分に利益操作的であると考えられる。

昭和五五年度上半期には、多くの銀行が低価法から原価法に変更して、利益増加型の変更を行った。上場債券の評価損計上が予想されたためと説明されている。⁽⁶²⁾一方、同時期、海運業各社は利益圧縮型の変更を行っている。様々な理由が示されているが、その真の理由は、外航船舶緊急整備三ヶ年計画や外航船舶建造利子補給臨時措置法に関連して、もし会社の期間利益が一定割合を超えると、不況対策として国から受けた補助金の返済が求められることになるため、意図的に利益を圧縮させたのではないか、との解説がなされている。⁽⁶³⁾もし、このような理解が正しいとすれば、その行為は利益操作にほかならない。しかし、この点についての公認会計士の監査意見は総合意見において適正とされているのである。⁽⁶⁴⁾

一般的傾向として、利益増加型の変更は業績が低迷している会社に多く、逆に利益圧縮型の変更は業績が好調な会社に多いとの指摘がある。⁽⁶⁵⁾この相関関係はかなり強いともいわれ、継続性の変更をみることでその会社の真の業績傾向を知ることができる⁽⁶⁶⁾とさえいわれている。いづれにしても、これは、継続性の変更が多分に意図的な利益操作であるということの間接的に表現したものにほかならない。

最後に、一企業における変更の頻度をみてみよう。実際の例であるが、A社は昭和五〇年に引当金を新設、翌五一年にはそれを廃止、五二年には有価証券の評価基準を変更、五三年には棚卸資産の評価基準と減価償却の方法を変更、五四年には前年度変更した減価償却の方法を再び変更している。⁽⁶⁶⁾これに伴って、利益が増減していることは言うまでもない。このような例は決して稀ではない。⁽⁶⁷⁾たしかに頻度論だけにかかる変更をすべて問題というわけにはいかないであろう。ただし、理論上は、各年度ごとに理論的に変更しなければならぬ場合が存在しうるからである。しかし、あまりに多い変更のくり返し利益操作の存在を疑わしめるのも、事実である。右の例からすれば、会社はあらゆる手段をつくして利益操作を行っているという感じをうける。このような印象こそがあるいは真実を正しく把握しているのかもしれない。

(58) 利益操作か否かは、①変更による利益増加と配当額、②変更により損失が利益となる場合、③変更による増加利益額、④変更した勘定科目、を総合的に判断して決せざるをえないとの意見があるが（新和監査法人・類型別限定意見訂正事例と解説——正しい有価証券報告書等の作成のために——五三・四〇五六・三（昭五七、霞出版社）三八頁）、利益操作の問題は、利益増加の場合だけでなく、利益減少の場合も無視しえないといえよう。

(59) ここでは、証券昭和五三年一二月号六三頁以下、五四年六月号三〇頁以下、同年一二月号二九頁以下、五五年六月号二二

頁以下、五六年一月号七九頁以下、同年七月号四六頁以下、五七年一月号七八頁以下、同年七月号二六頁以下、五八年二月号二九頁以下、同年七月号二〇頁以下、五九年二月号三〇頁以下、同年七月号二〇頁以下を参考にした。このほかにも文献は多数ある。例えば、毎年発行されているア・サー・アンダーセン日本事務所編・会社の決算と開示（企業会計別冊、中央経済社）がある。これらの文献のほとんどは証取法監査の監査報告書に基づくものである。表面に出てこない継続性の変更の例も少なくないはずであるともいわれている（新井他・前掲（注（6））五九頁の新井教授発言）。

- (60) 宮野清「粉飾経理と税務——会計処理基準の変更を理由とする粉飾経理の態様等」税務弘報二三卷一二号（昭五〇）六五頁によれば、昭和四四年から四六年にかけて大蔵省が有価証券報告書の訂正命令を行った一四社について、その動機を調査したところ、①金融機関から資金調達を円滑にするための信用の維持（そのための配当・株価維持を含む）、②増資を円滑に行うための配当・株価維持、③同業者、取引先等に対する信用の維持、④外国企業との技術提携の失敗を糊塗するため、⑤赤字決算では官公庁の指名入札に参加できなくなるため、⑥業務上の不正の隠蔽、といったものであったとされる。しかし、本文で述べたように、継続性の変更による利益操作については、逆粉飾型（利益圧縮型）が少なくなく、その点の動機はこの資料では窺い知れない。なお、船津忠正「証取監査における継続性の変更と公認会計士の立場」企業会計二六卷一〇号（昭四九）三六頁参照。

- (61) 番場嘉一郎他「座談会特定引当金・継続性をどう考える」企業会計二七卷五号（昭五〇）三八頁の矢沢惇教授発言参照。
(62) 証券昭和五六年一月号八二頁。

- (63) 証券昭和五六年一月号八六―七頁、同昭和五八年二月号三七―八頁。なお、海運企業財務諸表準則（昭五八改正）参照。

- (64) 証券昭和五八年二月号三九頁参照。

- (65) 証券昭和五三年二月号六九―七〇頁。

- (66) 証券昭和五四年二月号三八頁。

- (67) 証券昭和五四年二月号三八頁、五五年六月号二八頁、五六年一月号八七頁、五七年一月号八七頁、同年七月号三四頁、五八年二月号三八―四〇頁、同年七月号二七頁、五九年二月号四〇頁のそれぞれの表参照。

(3) 真实性の確保

継続性の原則は、企業会計における真实性の原則を支える柱ともいわれる⁽⁶⁸⁾。現在の企業会計では、会計的真實は相對的なものと解されているので、継続性の原則はこのような相對的真實を支えるものということになる。企業会計制度の究極の目的が真實の究明にあるとすれば、真实性の原則は會計諸原則のなかでも最高位のものであり、それだけに継続性の原則の重要性もきわめて高いといわなければならない⁽⁷⁰⁾。

ところで、従来の通説的理解に従うと、企業会計原則の一般原則をすべて履踐した結果が真實であると考えられている。したがって、このような理解のもとでは、継続性の原則は真实性それ自体の一要素であり、真实性の確保は目的であると同時に、継続性遵守の結果でもあるわけである⁽⁷¹⁾。

もっとも、會計理論上、唯一の真實を説明することは事実上不可能とされている⁽⁷²⁾。それゆえ、ある真实性の仮説を一応の真實とみなし、それを基礎にして一つの体系を構築することはやむをえないことであろう。真实性Ⅱ継続性の理解も、一つの真实性の仮説であることは明らかである。それは、言うまでもないが、ある「正」なる會計処理の方法を継続適用した結果を真實とみなす仮定である。これは、次のような理論的根拠のうえに立っている。すなわち、「どのような原則や手続でもそれが一般に公正妥当と認められている合理的な方法であるならば、一度採用した方法を長期間にわたって継続適用することにより、各種の方法間の誤差が次第に減少し、各種の方法によって求められた長期的結果はほぼ一致することになるという統計的事実に基づいている⁽⁷³⁾」と。これを近似効果ともいうが、例えば定率法を使い切ったときの減価償却累計額と定額法のそれとはほぼ等しい⁽⁷⁴⁾。この点に着目して、各方法間の各期間ごと

の誤差は許容されると考えるのである。⁽⁷⁶⁾しかし、この仮説には問題がないわけではない。例えば、ある固定資産につき、一〇年の償却年数の前半を定率法、後半を定額法で処理した場合を想定すると、統計的事実としては定率法（ないし定額法）だけを用いたときと結果的に殆んど違わないという点である。⁽⁷⁷⁾つまり、この長期的觀察論は、右のような例では継続性の変更をむしろ許容する根拠を提供することにもなるのである。そこで、それでもなお継続性の仮説を是認しようとするれば、さらに別の根拠が必要となる。この点で、内川教授は各種方法のもつ「傾向性」を指摘される⁽⁷⁸⁾。これはその方法の体系性・規則性と言い換えてもよいと思うが、要するに、定額法などの会計処理の方法は、その資産を帳簿上計上しつづける期間全体を一つと把えて、究極においてはいずれの方法によっても近似的結果が得られることを前提として、各期間の取扱いは理論的に整合した一定の法則に従った取扱いである限り各期ごとに生じる著しい誤差にもかかわらず、その法則準拠性のゆえに、正当化されると解するのである。それゆえ、定額法と定率法とを使い分けた場合は、なるほど究極的に近似効果が生じるとしても、各期間の取扱いには一定の理論的整合性ある法則性が認められず、定額法と定率法といった理論的前提を全く異にした二つのものをつつした理論的に説明しえない法則が存在するにすぎないわけで、この場合は、各期に生じる方法間の誤差を正当化する理論的根拠が全く存在しないことになる。⁽⁷⁹⁾もっとも、このことは、正当な変更の場合にも問題となる余地がある。仮に正当な変更で定額法を定率法に改めたとしても、前記の論法によれば、その数値は理論的には無意味なものといわざるをえないであろう。しかし、この場合は、変更の理論的正当性が数値の理論的整合性に優先すると考えてよいのではなからうか。もとより、リステイトを行えば問題はないが、そこまでしなくとも、このような理解で十分ではないかと思われる。け

だし、定率法などの方法は、一面では期間配分のための便宜的手段にすぎないと考えられるからである。さりとて、それが便宜的なものであるからといって、みだりに無視することは許されない。みだりな変更には、何一つ正当化の理論が存在しないからである。正当化の理論のない限り、継続適用の論理に従わなければならないのである。

ところで、真实性Ⅱ継続性の仮説は、それが仮説である以上、現実とかい離する危険性を伴う。よりよく真実に近づける方法が示されれば、これに従うべきである。⁸⁰これはいわば二つの真实性の仮説の衝突であるが、もし会計理論的にその優劣が決まるのであれば問題は無い。それが不可能であるとすれば、法律論としては、ある仮説をもって真实性の原則とみなし、その例外的取扱いを望む者はその者の側で主張・立証責任を負うとせざるをえないであろう。複数の真実を認めることは徒らに混乱を生ぜしめるので、真実は一応一つとしなければならぬからである。もとより、真实性の理論的説明は会计学の課題であるが、さし当てる疑問は、例外的取扱いの正当性の立証が果して現実が可能かどうかにある。

継続性の原則を前提とする真实性の仮説は、物価が安定した経済の沈静期にふさわしい仮説かもしれない。⁸¹物価変動期においては、例えば期間損益計算のあり方もこの動きとは無縁でありえず、現実の変化に対応した柔軟な対処が望まれるであろう。この点で、継続性の要請は硬直にすぎないように思われる。時として、計算書類上の数値と現実との間に著しい離が生じるかもしれない。継続性の変更とは、本来このような事態を予定したものであったと思われる。しかし、既に述べたように、このような事態が生じた場合に、操作の事実の注記はするにしてもインフレ利益を表面上は隠してしまうことが真実なのか、これをそのまま明らかにすることが真実なのかは、分明でない。結局、

真実性のレベルでも、継続性の原則の理解についての決定的な結論は得られないように思われる。

- (68) 中村忠「商法と継続性の原則」企業会計二巻五号(昭四四)八七頁。
- (69) 歴史的真実、主観的真実ともいわれる(飯野・前掲書(注(16))二一五—二一六頁)。
- (70) 黒沢清・解説企業会計原則(昭五七、中央経済社)四頁。なお、阪本安一「会計上の真実性——情報会計の見地から——」産業経理三〇巻五号(昭四五)八二頁以下参照。
- (71) 黒沢・前掲書(注(70))三頁以下。なお新井清光「企業会計における真実性と継続性」会計ジャーナル七巻一号(昭五〇)九頁参照。
- (72) 会計理論上、資産の真実の価額の決定方法には、①その取得に要した経済的犠牲(犠牲価値)によるものと、②その資産が企業目的のために利用されることによってもたらされる成果(効益価値)によるものとが考えられ、このいずれか一方のみを唯一の真実と断言することは難しいといわれている(若杉・前掲書注(37)九一—二頁)。また、黒沢・前掲論文(注(14))二四頁も、「絶対的な意味で真実性の理念を確立しようとする試みは、徒勞に終るであろう」とされる。
- (73) 若杉明「継続性の原則再考」エコノミア六六号(昭五五)一〇八—九頁。
- (74) 飯野・前掲書(注(16))七一—七九—七一—八頁参照。
- (75) 岡部利良「継続性原則の再吟味」税経通信三巻一二号(昭三三)一二頁は、これを「長期観察論」とよんでいる。
- (76) それゆえ、この誤差を積極的に利用した経営政策は許容されることになる。例えば、定額法に比べて定率法は早い時期に内部留保を促進させるものであるが、この点を利用して自己金融(飯野・前掲書(注(16))七—四—七—六頁参照)を早期に充実させてよい。また、平均法のような便宜的な処理法も許されている。しかし、このことから直ちに、使い分けまで許されると解するのは行き過ぎである。各種方法のもつ政策的要素の利用と、その使い方における政策的判断とは明確に区別されなければならない(新井他・前掲(注(6))六〇頁の酒巻俊雄教授発言参照)。
- (77) 内川・前掲論文(注(38))二八—三〇頁。
- (78) 内川・前掲論文(注(38))三〇—三二頁。なお、黒沢・前掲書(注(70))二七頁参照。

- (79) 森田・前掲論文（注（6））一一頁。
- (80) 山下勝治「会計における方法と数値の継続」企業会計一〇巻七号（昭三三）二頁以下、田中耕太郎・貸借対照表法の論理（昭一九、有斐閣）一〇四頁など参照。
- (81) 田島四郎「会計理論における継続性の諸問題」企業会計一四巻八号（昭三七）三八頁、近藤・前掲論文（注（54））五〇頁。

二 正当性の判断基準

実務上、継続性の変更が総合意見で不適正とされた事例はきわめて稀である。だからといって、従来行われてきた変更のすべてが全く正当であったかという点、きわめて疑わしい。

本来、経理の公正さは会社経営者の自覚において確保されるべきものである。しかし、経営者による放縦・恣意的な経理の結果、社会的に多大な損害を及ぼす事例が少なくなかったことは歴史的事実である。監査に期待されるところが大きいゆえんである。それでは、従来の証取法監査において、継続性変更の正当性はどのような基準でチェックされていたのか。以下において概観してみよう。

まず、既に引用したいいわゆる副会長通牒においては、正当な変更例として、①会計処理について規制している法令・税法の所得計算規定等の改正に伴う変更、②会社の業務を監督する行政官庁による関係法令等の解釈・運用方針などの決定・変更に伴う変更、③従来慣行的に用いられていた会計処理の原則等から明らかに合理的であると認められる会計処理の原則等への変更が示され（一項）、また、④(a)変更によってより合理的な結果がえられるときで、かつ

(b) 特別の事情がある場合を除いて、現に採用されている会計処理の原則等を選択採用してから相当期間が経過しており、変更後相当期間内に再び変更しないと認められるときも、正当な変更とされている(二項)。もっとも、⑤前記④(a)(b)を充足する場合でも、当該年度に採用されている他の原則等と総合してみたときに、財務諸表に著しい影響を与える目的・意図があったことが明らかな場合は、正当な変更にはならないとされている(三項)。思うに、①②の正当性の根拠はいわば立法や行政による強制といったところにあると考えられるが、税法上の取扱いの変更を例にとっても、それはあくまでも当局の税務政策的判断に基づくものにすぎないのであり、それが常に会計理論的な合理性をもつとは限らないとするなら、①と②には理論と政策の混同があるわけであり、場合によっては、税務通達の変更があつても理論的には変更しない方が正当という場合もありうるのではなからうか。また、④(a)の合理性が理論的に示されうるとの前提をとるなら、(b)の要件は不要と思われる。けだし、もし連続する期間それぞれに変更すべき合理性が存在する場合を想定すれば、むしろ毎期変更をくり返さなければならぬからである。つまり、④(a)が成立する限り、(b)の頻度による歯止めの要件については、常に「特別の事情」が存在することになり、(b)の要件は結局(a)に吸収される関係にあると考えられる。さらに、④(a)(b)が充足される場合に、⑤の利益操作の意図を発見しないし証明しうるのかといった疑問もある。まれにそのような意図を発見しうることもあるかもしれないが、その場合でも、④(a)の合理性が理論的に証明される限りでは、たとえかかる意図があつたとしても、むしろ変更すべき場合であるといふべきではなからうか。また、③や④(a)の合理性については具体的運用基準が何もなく、最も必要とされる部分が曖昧なままという問題点もある。このように、副会長通牒のあげる正当な変更例の正当性の根拠や現実の運用には、いくつ

の問題があると考えられる。

日本公認会計士協会は、副会長通牒をうけて同年より正当な理由にもとづく継続性の変更の意義・内容の検討に着手し、その結果は翌五〇年に監査委員会報告書二一〇号として公表された。これによれば、正当な変更が認められるのは、「明らかに会社の財務状態及び経営成績をより適正に表示する」ことに求められ、「経営方針等により左右されるべきものではない」と明言されている（一項）。そして、①変更の理由が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして明らかに妥当かどうか、②変更が利益操作を目的としているかどうか、③変更が短期間に反復して行われているかどうか、が正当性の判断基準として示されている（三項）。基本的には妥当なものと考えられるが、例えば①については具体的にどのよう運用するかが不明確であるし、②についてもその目的をどのように発見するのかに疑問がある。また、③の頻度性は要するに利益操作の意図の存在を疑わしめる徴表であるとはいえるにしても、変更の正当性の問題と頻度の問題とは厳密には次元を異にする以上、頻度が高いからといって直ちに不当とするのは早計である。

同報告書は、正当でない変更の例も示している。①利益の隠蔽や捻出を目的とした変更のように「財務諸表に著しい影響を与えることを目的としたことが明らかでない変更」、②経常的な会計環境における減価償却方法の変更や棚卸資産の評価基準の変更のような「正当な理由が明らかでない変更」、③「同一事項について短期間に反復して行われる変更」などがそれである（解説3）。これらが正当性判断基準としてどれほどの意義をもつかは、ひとえにその運用にかかっているといえる。しかし、①や③については既に述べたような疑問があり、また②についても、それ自体はきわめて正当なことであるが、一体何が正当な理由なのかということが問題なのであり、正当であることが明らかでない

いものが正当でないのは当然のことである。もっとも、例えば③のような変更は原則としてすべて不当とする趣旨と
もとれるが、そのように考えなければならぬことの論理は、この報告書だけでは窺い難い。さらに「特に技術革新
の著しい場合に耐用年数の短縮にかえて減価償却方法を定額法から定率法に変更し、経済的陳腐化に備えることがで
きる」としている点は問題である(同32)。すなわち、本来なら耐用年数の変更によるべきものを、殆どどの会社で
税法基準に従っている現状から、このような取扱いになったと説明されているが、継続性の原則とは、税法に従う会計
慣行に劣後する程度のものでしかないであろうか。理論を放棄しての、あまりにも現状追認の措置ではなからうか。
一方、正当な変更例としては、副会長通牒をほぼそのまま踏襲しているが(四項)、⁽⁸³⁾ただ注意すべき点は、「会社の
財政状態に著しく不利な影響を及ぼす可能性のあるときに、保守主義の原則を適用し会計処理の方法を変更する場
合」が正当な変更例とされていることである。変更理由として「財務の健全化」を挙げる例が非常に多いが、このよ
うな全くの経営政策的変更理由が正当とされるところに、継続性の原則の限界があるように思われる。⁽⁸⁴⁾

次に、商法監査の実施に伴うものとして、『「継続性の原則」『特定引当金』等と商法監査の実施との関連について』
(会計制度委員会、昭和五〇年五月七日)がある。ここでは、継続性の原則は「真实性の原則を保証する不可欠の原
則」と位置づけられており、「当初採用した時の諸要因に変動があり、最適でなくなったときには、これに対応するよ
う会計処理の原則及び手続を変更することが合理的であると認められる場合がある」ことが、継続性の変更を必要と
する根拠とされている(I1(2)、I2(1)、解説2(1))。客観的に、かつ具体的に存在する(I2(2))会計環境の変動⁽⁸⁵⁾
に即応し、より合理的な結果を求めることが正当性の内容であると説かれているが、会計環境に変動がない場合でも

変更が正当とされることがあるのは言うまでもない（解説2(2)参照）。しかし、基準としては具体性を欠く。

日本公認会計士協会の監査業務審査会は「当面の重点審査基準」として、①同一項目について五年間に二回以上変更を行っている場合、②三期以上連続して何らかの変更を行っている場合、③同一期において三項目以上について変更が行われている場合、④損失が利益に変わる場合、⑤当期損益等に著しく重要な影響を与えている場合（二期連続して変更している場合にはその影響額の累積額で判断する）を摘示し、このような会社の財務諸表を重点的にチェックすべきものとしている。なるほど、このようなケースでは、その会社の何らかの意図の存在を疑わしめるであろうが、その変更の是非についての判断基準はまた別の問題であって、既に述べたように、実際に変更が不当とされた例はきわめてまれである。

建前としての判断基準はかなり厳格なもののように思われる。しかし、問題は、再三述べるように、その運用である。この点で、実際の監査においては、変更理由の合理性の判断が難しいということに加えて、不適正意見の効果が厳格であることも影響して、不適正意見をかえって書きにくくしていたのではないかとの指摘がある。また、利益増加型の変更に比べて、利益圧縮型変更に対しては比較的寛容になるという実態もある。継続性変更の現実は、多分に会社経営者の主観にもとづくものと考えられるにもかかわらず、実際の監査においては経営者の意思がほぼ全面的に尊重されているということができるであろう。

さらにいえば、右に述べた正当な変更例は、利益増加型の場合と利益圧縮型の場合とがあるということであり、例えば「事務合理化」という便宜論で利益を増加させ、次には「期間損益の適正化」という写真論で利益を減少させる

ことが、⁽⁸⁷⁾ともに正当とされる点に問題がある。⁽⁸⁸⁾殊に、便宜論は経営政策にすぎず、恣意との区別はきわめてあいまいであって、慎重な対応が必要である。

(82) わが国の法人税制においては、減価償却を例にとっても、法令をもって詳細に規定されており(法人税法三一条、同施行令五三条、五七条——六三条、四八条等、同施行規則一八条——二一条、九条の二——九条の一七等、減価償却資産の耐用年数等に関する省令など)、法人は法定の許容範囲内では任意に減価償却額を決定できるとされているものの、本文で述べたように、耐用年数などは税法基準に従う場合が多いといわれる(棚卸資産の評価方法などにおいても同様のことがいえる)。なお、田口秀夫「継続性の原則の適用についての諸問題」産業経理三五巻二号(昭五〇)二〇一—二頁。

(83) 同報告書の「解説」4。

(84) なお、同報告書の「解説」5。

(85) 一つの会計事実について会計処理の原則および手続を選択する場合の判断に影響を及ぼす社会的・経済的要因または企業自体の内的要因のことをいい、「会計事実」と区別される(解説2②)。

(86) 菅原秀人「継続性の変更」会計一二〇巻三号(昭五六)五五頁は「全体としてみれば六年に一度はどの会社も限定つき適正意見監査報告書になる勘定」として、その変更の多いことともに、それらが限定付きながら適正意見になっていることを示される。中瀬宏通「商法監査実施に当たっての問題点」産業経理三五巻二号(昭五〇)八一—九頁によれば、①過去において、二号限定を付されても総合意見において不適正意見とされた例がない、②二号限定について、そのような計算書類に大蔵省から訂正命令が出された例がない、③正当な理由に基づかない変更であっても、翌期以降変更によって採用された方法を継続適用すれば、翌期以降の監査意見は無限定適正意見となる、とのことである。③がこれでよいかは検討を要しようが、いずれにしても、継続性の変更の特異性(正→正)がその背景にあると考えられる。

(87) 新井教授によれば、正当事由を類型化すれば、①法令依存型、②保守主義型、③写実型、④動機論型、⑤重要性型、⑥頻度論型、⑦便宜論型になるといわれる(新井・前掲論文(注44)五七頁)。

継続性の原則の法的意義

(88) 新井・前掲論文(注(5))三四―五頁、菅原・前掲論文(注(86))六一頁第1図参照。なお、内川菊義「継続性の原則と商法計算規定(2)」同志社商学三五巻五号(昭五九)二五―六頁参照。

三 商法における継続性の原則の意義

(一) 学説の概観と検討

会計学的な意味での継続性の原則は、既述のように、企業が、①いったん採用した会計処理の方法は毎期これを継続適用しなければならないことと、②みだりにそれを変更してはならないことを求めるものといえよう。これを商法の立場からみると、①の要請については法的にも尊重されていることは明らかである(商二八一条ノ三第二項五号、計規三条二項・四六条二項参照)。これに対し、②の要請については、不当な変更であることを、(イ)何人が、(ロ)どのような基準でチェックし、不当と結論づけるか、またその不当とされるものについて、法律上、(ハ)どのような結果と結びつけるか、(ニ)役員のみ事責任・刑事責任をどのように認めるべきかをめぐって争いがある。学説の大勢は、粉飾決算や違法配当に至るときはともかく、それ以外の場合は直ちに決算を無効とまではなしえないのではないかと解しているようである。⁽⁸⁹⁾

従来、商法上も継続性の原則の要請が認められるか否かに関して、否定説対肯定説という形で論じられてきたのは、主として①の要請に関するものであったように思われる。②の要請についていえば、原則を肯定する立場にあっ

ても不当性の認定基準や違反の場合の法効果や責任をめぐりかなり多様性があつたと考えられる。また、否定説におけるの①要請に対する消極的理解は、現行法上はもはや採りえないと思われるが、②の要請に対する問題提起は依然として重要であり、検討を要するといわなければならない。

そこで、商法における継続性の原則の意義を検討するに先立ち、まず従来の否定説と肯定説両者の論拠を概観し、個々に検討を加えたのち、②の要請の取扱いを考察してみようと思う。

否定説の論拠は、主として次の諸点にあるといえよう。⁽⁹⁰⁾

①昭和三七年の商法改正によりいわゆる損益法的規定が大幅に導入されたが、引当金計上の任意性(商二八七条ノ二)など不徹底な部分もあり、商法計算規定は基本的には資本維持を中心とした体系として理解すべきものである。したがって、継続性の原則も、例えば保守主義の適用に対しては二次的要請として位置づけられ、その限りにおいて尊重されることで事足りる。

②商法には継続性の原則についての明文規定は存在しない。たしかに昭和四九年の商法改正によって「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付テハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」との規定が設けられはしたが(商三二条二項)、実態からみる限り、継続性の原則の原則が公正な会計慣行として定着しているかは疑問であり、企業会計原則を直ちに公正な会計慣行の集積とみなすことにも問題がある。

③会計理論上も継続性の原則、殊に変更理由の正当性基準には曖昧な部分があり、もしこれをそのまま法原則として承認するなら、その違反を違法としなければならぬので、かえって不合理な結果を生じるおそれがある。

④会計理論上、継続性の変更は「正」から「正」への変更に限られるものである以上、従来から「正」なるAを採用してきた甲と変更によってを採用した乙とを比較して、甲を適法、乙を違法とするのは、納得しがたい結論と考えられ、また、複数の「正」なる会計処理の方法を認めているということは、法的には、いずれの方法を用いても株主や会社債権者らの利害に影響を及ぼさないとの趣旨であり、その限りでは、企業が「正」なる方法を採用するときは、たとえ使い分けがなされても、基本的には問題はないと考えるべきである。

⑤そもそも、継続性の原則とは期間比較可能性を確保するための政策であり、したがって、注記などの表示面の工夫でその点が担保されるのであれば、継続性の変更を相対的に広く許容したところで問題はないと考えられる。

⑥商法は、原則として株主総会決議によって計算書類が確定するとの立場をとっており（商二八三条一項）、また定款変更や解散のような株主らの重大な利害関係にかかわる事項も総会の自治に委ねられていることからすれば（商三四二条一項、四〇四条二号参照）、変更の是非はむしろ総会の自由な判断によって決せられるべきであり、継続性の要請は総会の固有の権限に対する不当な拘束となる、とする。

これに対して、肯定説は次のように主張している。⁽⁹¹⁾

①現行商法の立場からすれば、損益法に示されるような期間損益計算の適正化がまず重要視されなければならない。そのためには継続性の原則は是非とも守られなければならないものである。

②継続性の原則は、財産法や損益法の対立を超えた普遍的原理であり、倫理上あるいは慣習上当然の要請にはかならない。

③ 商法三四条二号（旧二八五条ノ三第一項）や二八五条ノ二第二項などの規定は継続性の原則の間接的表現と考えられ、また昭和四九年の商法改正に際しての国会審議などをみる限り商法⁽⁹²⁾においても継続性の原則は採用されていると解すべきである。

④ 商法上、配当計算が重要視されるにしても、それは会計理論的に承認される損益計算を前提とすべきであり、それゆゑ継続性違反を伴う損益計算は配当計算の理論的前提となりえない、とする。

以上のように、この対立が基本的には、いったん採用した会計処理の方法の継続適用は法的にも要請されるのか、といった前述の①の問題をめぐるものであることが知られよう。その点で、肯定説が継続適用は当然のこととする（論拠②など）のに対し、否定説は、むしろ前述の②の要請との関連において、継続性の原則を商法上承認した場合の違反の効果との関係で否定的にならざるをえないとしている点（論拠③）に注目しなければならない。

しかし、その他の否定説の論拠については疑問がなくてはならない。否定説の論拠①が指摘するように、引当金や繰延資産に関する規定の理論的不徹底はいうまでもない。また、保守主義が重要な意義をもっていることも納得できる点である。その詳細な検討は別の機会に譲らざるをえないが、基本的には、保守主義を反映した規定や引当金規定などに窺える商法独自の論理を全く無視した解釈は許されないであろう。しかしそれでも、肯定説の論拠④がいうように、商法の配当計算も原則的には会計理論的な整合性をもった損益計算にもとづかなければならないものではなからうかと考える。したがって、継続性違反（不当な変更）を伴う配当計算は、やはり違法と評価されるべきである。もっとも、具体的な法効果については別個の検討が必要であらう。この点で、商法上の効果を表示面と配当計算とで区別

し、継続性違反があつても、後者に関しては原則的に問題は生じないが、前者において財務諸表利用者に誤解を生ぜしめるに至つたときは、その限りで違法性を認めるべきであるとの見解が存在する⁽⁹³⁾。きわめて巧妙な折衷説と考えられるが、明白な継続性違反は、配当面でも、やはり違法と評価すべきではなからうか。⁽⁹⁴⁾

商法上、計算規定の実効性を確保するために、(イ)株主総会決議の無効（商二五二条）、(ロ)役員⁽⁹⁵⁾の民事責任（商二六六条一項一号、五号、二六六条ノ三、二七七条、二七八条、二八〇条）、(ハ)株主の責任（商二九〇条二項、なお商二六六条ノ二、民七〇三条）、(ニ)役員⁽⁹⁵⁾の刑事罰、行政罰（商四八九条三号、四九八条一項一九号）の諸規定があるが、これらが、継続性違反に対してどのように適用されるのか（前述の②の要請）は難しい問題である。表示面で、財務諸表利用者に誤解を与えたとき（不当な変更のみならず、正当な変更場合でも、注記を懈怠したような場合も含む。）に、役員⁽⁹⁵⁾の責任が生じることとはほば争いが無いと思われるが、決議無効や配当無効、そしてこれに伴う役員や株主の責任の発生については、否定説の論拠③が指摘するように疑問があるといわなければならない。ただし、商法の配当規制は、配当可能利益の上限を定める方式であるため（商二九〇条一項）、例えば利益圧縮型の継続性の変更の場合であれば、それを無効とまでするのは行き過ぎと思われからである。違法の評価とその法効果とは区別すべきものと考⁽⁹⁵⁾える。

否定説の論拠③のように、会計慣行としての継続性の原則の成立いかんは、既⁽⁹⁵⁾にみてきたように、現実を考えると、消極的に解さざるをえないのかもしれない。しかし、問題は、悪しき慣行も慣行として尊重されるべきか否かであり、健全な会計慣行は継続性なのか自由な変更なのかの理論的解明こそが重要である。経理自由制度を前提とする

限りは、継続性が慣行とならなければならぬであろう。また、慣行が単に数が多いというだけの意味であるならば、変更を行う会社よりも行わない会社の方が多くことも事実なのである。

否定説の論拠④の理解にも問題があろう。例えば、一〇億円のプラントを一〇年間で残存価格ゼロまで償却すると仮定したとき、定額法と定率法とでは初年度の償却額に約一億円の差額が生じる。これが、いずれの方法をとうると利害関係人の利益に影響を及ぼさないといえる程度のものであろうか。この差額が会計学的に、また法的に許容されるのは、その方法を継続適用することによる長期的な近似効果やその方法のもつ傾向性のゆえであると考えられる。この正当性の根拠は、決して使い分けを正当化するものではないのである。

否定説の論拠⑤の理解も同様である。たしかに、継続性の原則は期間比較を可能とするものではあるが、因果論的理解でなく目的論的理解をとることは妥当でなく、表示の工夫さえ十分であれば変更を広く認めてよいとまで言うのは、その原則の他の論拠（利益操作の排除と真实性の確保）を無視するものであって、行き過ぎであろう。

否定説の論拠⑥も改めて検討を要しよう。なぜなら、第一に、株主有限責任制度のもとでは（商二〇〇条一項）、会社債権者の利害とかかわる問題では、彼らを保護するために、株主総会の自治がある程度制約されてもやむをえないと考えられるからであり、第二には、昭和五六年の商法改正に伴い、大会社では、条件付ではあるが、決算確定権が取締役会に移行したからである（商特一六条一項）。

前者の問題点は、たしかに、利益圧縮型変更では妥当しないものであり、利益増加型変更の場合でも、現実の配当額が少なくて変更がなかった場合の配当可能利益額にとどまるときは問題は生じないと考えられる。しかし、配当計

算も適正でなければならぬとの前述の立場からすれば、明白な継続性違反は許されるべきではなく、かかる決算を行ってはならないとの要請（制約）は正当なものと考えられる。

第二の点では、取締役会に決算確定権が認められる条件が監査意見に三号意見（商二八一条ノ三第二項三号）があることとされている点に注意すべきである。したがって、五号意見（不相当意見）が付される場合と三号意見記載との関係が問題となるが、この点は後述するとして、いずれにしても不相当な変更があり、かつ三号意見がないときは、依然として株主総会が決算確定権をもつことになる（商特一六条一項）。もとより、中小会社では、株主総会にこの権限が留保されている。その限りでは、この論拠は現行法上も意味があるが、殊に、大会社では、その審議の前提として、変更が不相当であることが監査役・会計監査人の意見として示されている点に注意すべきである。この場合、何らかの修正（修正とは、元に戻すことが専らであろう）も加えず、あるいは監査意見にもかかわらず正当な変更と判断した明確な理由を示さないまま、これを承認することは許されないと解する。⁽⁹⁶⁾したがって、これに違反すれば決議は違法となり、結局、株主総会の自治は著しく制約されることになる。

一方、中小会社では、現行法上、継続性変更の最終判断は株主総会に委ねられている（商二八三条一項）。昭和五六年の商法改正により、中会社では監査役の監査報告書に継続性変更についての意見が記載されることになったが（商二八一条ノ三第二項五号）、小会社にはこの規定は適用されない（商特二五条）。しかし、問題は、大会社をも含めて、株主総会に果して継続性変更の可否を判断する能力があるのかにあり、また、中小会社に限っていえば、これらの会社に継続性の原則の遵守を要求する必要があるのかというところにある。

前者の問題については、実際のところ、株主総会にはあまり期待しえないように思われる。そうだとすれば、変更の可否の判断を最終的にどのようにすべきかといった制度上の問題が生じてこよう。この点で、継続性の変更について、その遡及的変更（当期の変更を含む）は許されないが、会計方針を将来に向けて変更する場合は、その変更理由はその企業にとっての正当理由（恣意的なもの）であつても差し支えないとの主張を吟味する必要がある。けだし、かりにこのような将来的変更は当期の利益操作を目的としたものではないと考えられ、かつ相対的真實の分断も注記で補えるとしても、経営者が行つた変更行為を何人がどのようにチェックするのかがといった点の議論が欠けていると考えられるからである。すなわち、来年度から継続性を変更するとの経営判断も、本来的には、来年度末において当期の変更の場合と同様にチェックされるべきものである。もし右のような主張によれば、全く恣意的な経営判断も、何らチェックされることなく済まされることになるであらう。したがつて、問題は、変更が遡及的か将来的かで区別することにありではなく、変更の相当性をチェックするための制度的整備の方にあると解すべきである。そして、そのような理解から、株主総会に最終的判断をなさしめることは是非が改めて検討されなければならないと思われる。

他方、後者の問題は、近時の大小会社区分立法と関連して議論が展開されているところである。アメリカでいわれている大G A A P・小G A A Pの導入の是非⁽⁹⁹⁾や商人一般に適用される商法三二条二項に定める会計慣行に継続性の原則が含まれるか否かの議論などがこれと関係するが、前述したチェック機構に関連する問題としては、閉鎖的株式会社における取締役の単独制や監査役の任意機関化などが重要と考えられる⁽¹⁰⁰⁾。いわゆる外部監査の導入もこの点とどのようにかかわってくるか関心がもたれるが、これらの検討は他日を期したい。ただし、これまでの議論からすれば、

継続性の原則は経理自由制度と密接不可分の関係にあるので、中小会社においても経理自由制度がとられる限りで、継続性の原則に基本的に服すべきものと考えられる。いずれにせよ、否定説の論拠⑥をもって肯定説を否定することは難しいように思う。

(89) 服部教授は、「継続性の原則を厳格に解し、特別の正当理由がないのに会計方針ないし会計の処理方法を変更したときは、これに基づく計算書類が違法かつ無効となると考えるならば、このような意味での継続性の原則は商法上認められないといふべきである。しかし、右の原則を緩やかに解し、会計方針は每期継続して適用するのを妥当とすることを意味すると考ええるならば、右の原則は商法上認められることとなる。そして、その理由は、上述の肯定説のあげる根拠を援用しうる」とされる（服部榮三Ⅱ星川長七編・基本法コンメンタール会社法2（第三版、昭五九、日本評論社）八七―八頁）。

(90) 上田明信・改正商法と計算規則（昭三九、商事法務研究会）五二―三頁、吉田昂「会社の計算規定改正について——継続性の原則および引当金等——」商事法務八三四号（昭五四）二頁以下、味村・前掲論文（注（6））九九三頁以下、大住・前掲論文（注（23））四頁など参照。

(91) 久保欣哉「再び継続性の原則について」青山学院創立九〇周年記念法学論文集（昭三九）九九頁以下、私法学会シンポジウム「計算規定の改正」私法二五号（昭三八）一一〇―一頁の田中誠二教授発言、西土純一「商法における『継続性の原則』」産業経済研究一八巻一号（昭五二）二二―八頁など参照。

(92) 例えば第七一回国会衆議院法務委員会会議録三一号（昭和四八年六月一二日）や第七二回国会参議院法務委員会会議録四号（昭和四九年二月一四日）参照。

(93) 矢沢惇「改正商法による企業会計の規制（一）」ジュリスト二八〇号（昭三八）九―一〇頁。なお、石井照久・会社法下巻（昭四二、勁草書房）二〇三―四頁参照。

(94) このほかに、西山・前掲書（注（21））八五頁や喜多川篤典「流動資産の評価について」企業会計一四巻四号（昭三七）六一頁など参照。

(95) 矢沢惇・企業会計法の理論（昭五六、有斐閣）七七頁、酒巻俊雄「商法総則の改正問題」産業経理三〇巻五号（昭四五）

六六頁、河本一郎・現代会社法（新訂二版、昭五七、商事法務研究会）四三四―五頁など参照。

(96) 大隅健一郎・今井宏・新版会社法論中巻Ⅱ（昭五八、有斐閣）三三六頁参照。

(97) 山村忠平「会計方針の変更」青山法学論集二五卷四号（昭五九）二五頁参照。

(98) 百合野正博「継続性の原則に関する一考察」会計一二七巻三号（昭六〇）二八頁。

(99) 岸田雅雄「小規模閉鎖会社に対する会計の法的規制」神戸法学雑誌三三巻一号（昭五八）四九頁、龍田節「小規模・閉鎖会社の計算と開示」商事法務九八四号（昭五八）一七頁参照。

(100) 法務省民事局参事官室「大小（公開・非公開）会社区分立法及び合併に関する問題点」二一および三一参照。

(101) 同前・七五参照。

(二) 継続性違反の不当性

既述のように、明白な継続性違反の行為を違法と評価しうるとしても、その前提として解明しておかなければならない点がいくつかある。

第一は、変更の不当性の判断基準である。継続性違反を違法と評価することは容易であるが、既に見たように、いかなる変更を不当とすべきかはきわめて難しい。この点、否定説的理解では不当性はきわめて狭い範囲となり、反対に肯定説的理解では広いものとなると考えられる。従来否定説と肯定説の対立は、この不当性判断基準を画するうえで、依然として影響を及ぼしている。結局は、実務の集積と会計理論の発展にまつほかはないであろう。

第二は、その不当性の意味である。これは、その法効果の付与のし方に影響を与える。違反の事実を単に社会的に知らしめることで足りるのか、総会決議を無効とまですべきなのか、責任追及において、役員にどのような責任を負

わせるべきなのか、責任額はどのように測定されるか、などの問題は、この不当性の内容の理解により左右されるものと考えられる。

そして、不当性の意味としてより重要と思われるのは、その不当性が変更行為の不当性にあるのか、新たに採用された方法が会社の状況に照らして相当でないという不当性にあるのかの区別である。もし前者のように解すれば、方法自体は会計原則に準拠したもので、以後これを継続適用すれば、次期以降に再び不当な変更がない限り正当と評価されると考えられるが、後者のように解すれば、その方法自体が不当と考えられるため、その継続適用は何ら意味をもたないといえる。従来(10)の論議では、この区別が曖昧で、変更を不当とされた場合でも、その後その方法を継続適用すれば会計的には正当とされてきたように思われる。しかし、それが会計理論的に整合性ある会計処理なのかといった理論上の疑問に加え、いったん法的に不当 \parallel 違法と評価された以上は、むしろ元に戻すべきであり、違法な方法を継続適用したときにそれが適法となっていくというのは納得し難い結論である。この点の議論の混乱を正すためには、さらに、変更行為の時点的不当性とその方法の正当性のゆえにそれ以後の継続適用によって各方法間の誤差が解消されていく過程とを明確に区別することが重要であると考ええる。

さらに、また変更の不当性は、期間比較を損うレベル、利益操作にまで至るレベル、そして明らかに反真実（粉飾に至る）のレベルで段階的に性質を異にするのではあるまいか。仮りにこのような理解が可能であるとすれば、法効果の付与もこれに対応して段階的に考えることができるように思われる。

(102) 変更時に付された限定意見を、会計処理の方法を元に戻さないとき次期以降も付すべきかについては、新井・前掲論文

(注(44)) 五二頁参照。

(三) 商法二八一条ノ三第二項五号の意義

改正商法における五号意見(不当意見——以下同じ。)と三号意見または四号意見との関係は重要である。けだし、五号意見が付されても三号意見が付されれば、大会社では、計算書類は取締役会の段階で確定することは既述の通りであるし、また五号意見が四号意見と区別されるとすると、不当ではあるが違法ではない継続性の変更を認めることになるのが問題となるからである。

五号は、会計方針の変更の相当性につき、監査役(会計監査人)の監査意見を求める規定である。既述のように、会計方針の概念は従来の継続性の原則の対象であった「会計処理の原則又は手続」と同様に考えてよく、また本号の「相当ナルヤ否ヤ」も、争いがあるものの、一応は従来の正当性と同様に考えてよいとされていることからすれば、^(四)本号は継続性の変更の正当性いかに関する規定とみなしてよいであろう。それゆえ、一般に、この規定は、継続性の原則を間接的に担保するものであるとみられている。^(四)

問題は、この場合も、その運用である。監査役・会計監査人が相当性をどの程度厳格に解するかにより、継続性の原則の遵守の程度も大きく左右されるように思われる。それゆえ、相当性判断基準がきわめて重要となってくるが、従来の正当性をめぐる実務状況からすれば、その基準の客観化は難しいと考えられる。実例の集積を待つほかはないであろう。その点で、四号意見と五号意見を区別したことの意味は深長である。

四号意見は、「貸借対照表又ハ損益計算書が法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザル」旨の記載であるが、かかる意見の付された計算書類は違法なものと評価され、これを承認した総会決議も無効と解される⁽¹⁰⁶⁾。五号意見がこれとは別に設けられたということを、「継続性違反が当然には貸借対照表または損益計算書の違法を惹き起こさないことを前提として、三号や四号の記載とは別に、会計方針の変更が相当か否かの判断の理由の記載が求められる⁽¹⁰⁷⁾」趣旨と考えれば、従来に比べて不当意見記載に抵抗がなくなり、そのことからかえって継続性の原則の遵守が促進されるかもしれない。しかし、三号・四号と五号との関係はこのような形式的理解のみで十分とするわけにはいかないようにも思われる。

五号意見が四号意見にまで至る基準について、大隅^{II}今井教授は、利益操作の目的に出たまたは期間比較を損う変更は四号意見にまで及ぶが、そうでない不当な変更の場合は五号意見にとどまるとの公式を示される⁽¹⁰⁸⁾。これに対して、日本公認会計士協会監査第一委員会報告四〇号「商法監査に係る監査上の取扱い」（昭五七）は、「会計方針の変更が相当と認められない場合で、この会計方針の変更が貸借対照表又は損益計算書に重大な影響を及ぼしているときは」四号意見を記載するとして、影響の重大性を基準としている⁽¹⁰⁹⁾。思うに、前者のように四号意見と五号意見とを質的に区別するときは、五号意見だけを付される継続性の変更は、利益操作等を目的とはしないが不当な変更ということになるであろう。その場合、この五号意見の不当性とはいかなる不当性なのであるうか。結局これらも継続性の原則に反するから不当なのであろう。つまり、五号意見は、従来の変更内容の開示に監査役・会計監査人のコメントを付加した開示規制の強化であったわけである。しかし、例えば、すべての変更が期間比較を損うと考えれば、五号意

見は正当な変更にも付されなければならぬはずであるが、そうでなく、かつ四号でもない不当な変更というのであれば、五号意見の相当性基準は従来の正当性基準とは著しく異なったものとなるであろう。このように考えると、四号意見と五号意見とは、これを同質の不当な変更と扱えたりえで、むしろ量的な違いのみによって区別した方がよいのではないかと思われる。利益操作の目的に出た場合でも、五号意見にとどまることもありうるし、期間比較を著しく損う変更は、それこそ「会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示」していない四号意見に至るのではなからうか。^(四) 注記がないか不十分なときに期間比較が損われると考えれば、五号意見は注記の懈怠やそれが不十分な場合で、その程度が低いときに付されると考えられよう。そして、五号意見にとどまる場合もその変更はやはり違法であり、役員^(五)の責任発生原因となる余地が認められ、また少なくとも会計処理の方法を元に戻すべき義務が生じると考えるべきである。^(四) だが、四号意見にまでは至らない限りで、総会決議を無効とはせず、また違法配当に伴う各種の法効果は否定すべきであろう。法効果の付与は、その違反の不当性の内容に応じて多様であつてよく、また四号意見と五号意見の区別もその法効果の段階性とパラレルに考えるべきものと思われる。

五号意見が付されて三号意見が付されることもありうると思われる。その場合には、殊に大会社では、その変更の不当性を是正しないままに取締役会だけで決算が確定されるおそれがある点に注意しなければならない（商特一六条一項）。したがつて、五号意見が付される限り、全体としては真実というような三号意見を付すべきではないと考える。^(五)

継続性の原則が会計的眞実を支えるものであるとすれば、正当な変更はその正当性のゆゑに許容されるにしても、継続性違反はすべて反眞実的行為といわなければならない。その意味では、不当な変更はすべて四号意見にすべきか

もしれない。しかし、前述したように、法効果の段階性に応じて、四号と五号とに区分することも、また妥当な政策のように思われる。

- (103) 山村・前掲論文（注(97)）一六一九頁、日本公認会計士協会監査第一委員会報告四〇号「商法監査に係る監査上の取扱い」（昭五七）一2(1)参照。
- (104) 元木伸・改正商法逐条解説（改訂増補版、昭五八、商事法務研究会）一八五頁は、継続性の原則の一派生形態とみ、また「変則的な形で導入」（神崎克郎「会社法改正と計算・公開の課題」ジュリスト七四七号（昭五六）一二六頁）、「側面から担保」（北沢正啓・会社法（新版、昭五七、青林書院新社）五一九頁）、「遵守を間接的に促そうとするもの」酒巻俊雄・会社法改正の論理と課題（昭五七、中央経済社）一六九頁）などと解説される。
- (105) 大隅Ⅱ今井・前掲書（注(96)）三五六頁参照。
- (106) 稲葉・前掲書（注(3)）三三二頁。
- (107) 村山徳五郎「継続性原則と特定引当金」産業経理三六巻二号（昭五一）三四頁参照。なお、同「会計監査人監査に関する諸問題」会計一一九巻六号（昭五六）七六頁以下参照。
- (108) 大隅Ⅱ今井・前掲書（注(96)）三三六頁、蓮井良憲「監査役・会計監査人の監査報告書」民商法雑誌八五巻四号（昭五七）五九五頁ほか。
- (109) 青木茂男「会計方針の変更と監査意見の形成」企業会計三四巻九号（昭五七）一四一六頁参照。
- (110) 大隅Ⅱ今井・前掲書（注(96)）三三六頁。なお、この場合に、果して総会決議を無効とすべきかは問題である。四号意見に至るほどの計算書類をそのまま承認したなら、やはり無効とすべきではなからうか。
- (111) したがって、変更の当否は、その変更の適正性の問題にとどまらず、少なくとも原状回復義務を生じさせる法的評価の問題であると考ええる。なお、監査後による適正性監査をめぐる問題は別の機会に検討したい。
- (112) この点で、限定付適正意見という考え方の是非も改めて検討すべきであらう。

四 継続性の原則と明文化の必要性

商法上、継続性の原則を明文化すべきか否かの議論は、古くて新しいものである⁽¹³⁾。殊に、会計学者に立法化を求める声が依然として根強い。これに対し、商法学者は、このような立法化の意味が明確でないとして、消極説をとるものが少なくない⁽¹⁴⁾。

立法化を求める主張は、最近の外国法制の動向を強調する⁽¹⁵⁾。しかし、その内容が従来 of 消極説を説得するに足る具
体性を含むものは、改めて検討を要しよう。

一九七三年（昭和四八年）の時点での統計であるが、継続性の原則の法的取扱いについて調査した三八ヶ国中、これを法律等によつて要求している国が一二ヶ国（約三二％）、これを尊重すべしとする国が二ヶ国（約五五％）であるのに対し、無視してよいとする国は皆無であったとされている⁽¹⁶⁾。これが果して、単に継続適用を原則として要求しているにすぎないのか、あるいは継続性の原則自体を要求しているのかは必ずしも明らかではないが、ともあれわが商法をも含めて、継続性の原則が法的に尊重されていることは、近代的企业会計制度が整備された諸国間では疑いのないところである。

各国の立法形式について、森川教授は、(イ)明文規定を設ける例と、(ロ)会計原則準拠などの一般規定による例とがあると分類されている⁽¹⁷⁾。前者に属するものとしては、フランス会社法や第四号指令などが知られており⁽¹⁸⁾、後者の例としては、かつてのイギリス会社法がその典型である⁽¹⁹⁾。

フランス会社法における明文規定は、一九三五年一〇月三〇日のデクレ・ロアに遡る。一八六七年七月二四日法三五条を改め、「株主総会に提出される貸借対照表及び損益計算書は、過年度と同一の形式で毎年作成されることを要し、かつ各項目の評価方法は、変更不能とされなければならない。但し、株主総会が、監査報告書に示された変更理由を知った後に、明白に、数額の表示方法又は評価方法について、提示された変更に同意したときは、この限りでない」と規定された（一項一文）⁽¹²⁾。これは明らかに、外部的継続性と内部的継続性に関する明文規定である。またこれに違反した場合の罰則規定も設けられた（五項）。この規定は、一九六六年会社法にも基本的にはそのまま承継されている（三四一条、四三九条二号。なお、令二四四条参照。ただし、一九六六年法上は、株式会社のみに対する要請にとどまらず、会社一般に対する要請とされている）。

このフランス会社法の立場は、継続性変更の判断は株主総会の権限であると明示している点に特徴がある。このこととは一九六六年法においても、「前項の規定にかかわらず、変更の提案がなされた場合には、社員総会又は株主総会は、新旧双方の作成方式および評価方法に従って作成された計算書類を検討し、かつ、取締役会、董事会又は業務執行者の報告書並びに会計監査役の報告書に基づいて、提案された変更につき採否を決定しなければならない」と規定されている（三四一条二項）⁽¹³⁾。また同法では、三四一条に従って行われる変更には罰則の適用がないとされていることからすれば（四三九条二号）、継続性の変更においては、株主総会の判断を得ることが絶対に必要とされる、いわば手続的規制がとられていると考えられる。もっとも、三四一条の機能を正確に把握するには、罰則適用の実態も含めて、フランスの会計実務における継続性変更の実態を調査・分析することが必要であることはいうまでもない。し

かし、少なくとも規定の上からは、株主總會というフィルターを通すことだけが求められており、変更の当・不当は全く株主の自治に委ねられていると考えられる。その結果、会計的には不当な変更も、株主總會が承認すれば、法的には完全に有効なものとして取扱われることになると思われる。總會承認後は、その不当性は最早争いえないとされるのである(もとより、粉飾にまで至るときは、別の考慮が必要であろう)。

もし、このような理解があたつていれば、従来のフランス会社法の明文規定の意味は、要するに変更手続という形式面に限つたものであり、変更内容の是非という実質面には何ら踏み込んでいないものといふことができる。罰則も、結局はかかる手続の履踐を確保するためのものにすぎないといえよう。明文規定の必要性を主張する者が、このような制度を求めているのであれば、フランス法は参考になる。しかし、実質的規制を求めるのであれば、これで足りないことは明白である。のみならず、わが国の場合、大会社については条件付きながらも決算確定権が取締役会に移管されたという基礎的前提の相違をも考慮すると、直ちには、フランス会社法に明文規定があることを理由にわが商法にも明文規定を設けるべきであるとの主張には従えないように思われる。

また、同条項の趣旨については、期間比較確保の側面が強調されることが多い⁽¹³⁾。このことは、E C 第四号指令でも同様である。すなわち、E C 第四号指令「原案理由書」によれば、継続性の原則の明文規定は「年次計算書類につき、一定期間を通じて比較を可能にするため」のものであると説明されており、これを受けて新たな立法化の必要性に迫られた西ドイツにおいても、例えば経営経済学教授連合「会計法案に関する意見書」(一九八二年)は、この規定は「年度決算書の開示能力、特にその比較性にとって重要な意義を有する」と述べている⁽¹⁴⁾。さらに、国際会計基準(I

AS)も、期間比較性を強調しており、例えばIAS一号「会計方針の開示」一六項は、「継続性……は、会計の基礎的前提である」としながらも、「会計の基礎的前提が一つでも守られていない場合には、その旨を理由を付して開示しなければならない」として開示の面のみを強調しており、また同二二項でも、「当期に重要な影響を与える会計方針の変更又は次期以降に重要な影響を与える会計方針の変更は、理由を付して開示しなければならない」としている。⁽¹³⁾

明文規定を求める論者が期間比較を確保するためにそれを必要と考えているのであれば、このような国際的動向はきわめて重要な根拠となるかもしれない。もっとも、その場合でも、現行法の注記や監査報告書によっている方式では不十分であるとの論証が必ずなされなければならない。また、EC指令が違反の効果をどのように考えているのかも明らかにする必要がある。その点の解明がなければ、単なる立法例や国際動向の指摘だけでは、十分な説得力を欠くといわなければならない。

一般規定型の例としては、従来のイギリス会社法がある。いわゆる「真実かつ公正な概観」ルールがそれであるが（一九四八年法一四九条一項）、厳密にはそのルールの内容は必ずしも明確ではない。とはいえ、実務が consistency に従っていることは疑いなく、⁽¹⁴⁾ 継続性の原則は公正な会計ルールとして尊重されていたといえよう。しかるに、一九八一年会社法では第一附則二一条に明文規定がおかれることになった。附則の法的位置づけには問題があるかもしれないが、いわゆる一般規定だけという状態でなくなったことは事実である。しかし、その原因は、明文規定を是非とも必要としたというより、EC指令という外圧によるものと解した方が実際のであろう。

ところで、わが商法についてみると、間接的表現はいくつかあるものの、明文規定はないので、商法三二条二項に

よる一般規定型といえるであろう。解釈上、継続性の原則は一応は商法に採用されていると考えられることから、問題は一般規定型から明文規定型に改める必要性いかにあるといえるが、従来の論議ではこの点が明らかにされていない。明文化することによって、その違反の法効果にどのような違いが生じることになるのであろうか。また、現行法の運用に明文規定がないことから支障が生じているという趣旨であるのかどうか。この点、一般訓示的な明文規定を置いたところで、現行法と著しく異なった効果が生まれるとは考え難い。また、それによって、現在以上に継続性の原則の遵守が促進されるとも思われない。結局、法律に抽象的な訓示規定を書き加えることよりも、⁽¹¹⁶⁾実務面でその運用を厳格にし、経営者の自覚を促すことの方が、はるかに効果が大きいのではないかと思われる。もとより、法律論としても、現行法の解釈をより精緻なものとする努力が積み重ねられなければならないことは言うまでもない。

(113) 大蔵省企業会計審議会「連続意見書四棚卸資産の評価について」(昭三七)、法務省民事局参事官室「会社法改正に関する問題点」(昭五〇)第五・一。(一)参照。大蔵省企業会計審議会「商法計算規定に関する意見書」一は、株式会社の計算規定について的一般規定の新設を主張する。なお、稲葉威雄「株式会社の計算・公開に関する改正試案」企業会計三二巻三号(昭五五)八頁参照。

(114) 新井清光他「シンポジウムわが国企業会計法制のあり方、I 商法・特例法の改正と今後の企業会計法制」企業会計三三巻九号(昭五六)一三八―九頁の竹内昭夫教授発言参照。

(115) 森川八洲男「我が国における改正会社法の主要論点と諸外国の会計法制」企業会計三三巻一〇号(昭五六)一二四―五頁ほか多数。

(116) 飯野・前掲論文(注(7))一〇頁注(2)。

(117) 森川・前掲論文(注(115))一二四頁。

継続性の原則の法的意義

- (118) フランス一九六六年会社法三四一条、ベルギー一九七六年令一〇条、一九七五年ECヨーロッパ会社法案一七九条、一九七八年EC第四指令三条、三一条など。
- (119) イギリス一九四八年会社法一九九条、イタリア民法典二四二三条、一九七七年カリフォルニア州会社法一一四一条など。
- (120) 大森忠夫・仏蘭西商法〔現代外国法典叢書(19)、昭三二（復刊版）、有斐閣〕二〇六―八頁。
- (121) 早稲田大学フランス商法研究会・フランス会社法（増補版、諸外国法典シリーズ、昭五五、国際商事法務研究所）二三五頁。
- (122) 岸悦三「フランス会社法における継続性の原則」産業経理三〇巻五号（昭四五）九七頁、森川八洲男「商法等改正法案」における会計処理の継続性について」会計一一九巻六号（昭五六）六五頁。なお、現行規定につき「調和化法」（一九八三年）三条による改正会社法三四一条参照。
- (123) 山口幸五郎編・EC会社法指令（昭五九、同文館）二〇二―三頁。
- (124) 森川八洲男「制度会計論の基礎（六〇）」会計一二六巻五号（昭五九）一三二頁。
- (125) このほか、IAS四号八項などやIAS八号一四項など参照。変更が可能となる例として、IASは「法令又は会計基準設定機関によって要求される場合」と「当該変更が企業の財務諸表のより適切な表示をもたらすものと考えられる場合」とを示す（八号二〇項）。これは変更してよい場合というよりも、変更しなければならない場合であると考えられる。
- (126) SSAP二号（二項、一四項など）参照。
- (127) 大住達雄「商法の計算規定と企業会計原則」商事法研究四九〇号（昭四四）五頁参照。

おわりに

経理自由制度を承認する限り、継続性の原則を無視あるいは軽視することは許されない。しかし、経理自由制度が

一方で求めている自由な創意工夫による健全な会計慣行の形成にとつては、継続性の原則は硬直にすぎない面もある。その緩衝帯が正当な理由による継続性の変更である。

継続性の変更は、これを緩やかに解すれば、この原則の意義を減殺し、ひいては経理自由制度の正当性を損うことにもなりかねない。他方、厳格にすぎれば、経理面での創意工夫を制約し、健全な慣行の育成を阻害するかもしれない。その運用には、きわめて微妙な難しい問題が存在する。

変更の正当性いかんが法律論として論議されると、問題はさらに複雑となる。ただし、法的安定性を確保する趣旨から、その基準の明確化・客観化が求められることになるからである。運用面での調整の妙はここでは困難となり、画一的な処理によらざるをえないであろう。しかし、それはこの原則のもつ微妙な性格を全く無視した行為にほかならない。

継続性の原則をめぐる問題は、その本質をいかに解すべきかといった点からして困難に直面する。この克服は将来の課題といわなければならない。そのためには国際的な視野に立つことも必要であろうが、安易な模倣は意味がない。正確な問題点の把握こそがまず第一に求められることなのではなからうか。